

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 危機に対する体制・都市基盤の強化
-----	--------------------

施策主管課	危機管理課	総合計画記載頁	122
-------	-------	---------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9 危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に応急対策が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民、地域、行政の危機への備え、対応力が高まり、様々な危機が発生した場合に、適切に行動ができるようになっていきます。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	防災出前講座の参加人数(人)	単年度目標値	1,280	1,460	1,640	1,820	2,000	A								B	
	基準値(H28)	1,100	実績値	2,260	1,501												
	目標値(R4)	2,000	単年度の達成度	176.6%	102.8%												
	水道基幹管路の耐震適合率(%)	単年度目標値	50.2	51.2	52.1	53.0	54.0		A	基準値(H29)	3.8%	30.8%	34.6%	17.7%	4.2%		35.8%
基準値(H28)	49.3	実績値	49.7	59.1			H30	3.9%		25.6%	29.5%	17.4%	7.0%	37.4%			
目標値(R4)	54	単年度の達成度	99.0%	115.4%			R1	6.0%		30.2%	36.2%	17.3%	7.0%	35.5%			
							R2										
成果指標	想定避難者数に対する防災物品の整備率(%)	単年度目標値	97.6	98.2	98.8	99.4	100.0	A	R3								
	基準値(H28)	97	実績値	100.0	100.0				R4								
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	102.5%	101.8%												

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)					H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	中核市平均										
	本市実績										
	本市順位										

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 近年、全国的に災害が頻発化・激甚化の傾向にある中、本市においても、令和元年東日本台風を契機として、防災に係る市民の意識はさらに高まってきており、災害の種別に応じた適切な避難のあり方や、災害時の対応として基本となる「自助」「共助」の考え方が、市民の防災意識のさらなる高揚や、市民が安心して避難できるよう「避難所開設・運営ガイドライン」に基づいた円滑な避難所運営手順等について、市職員や地域代表者など、運営側の理解と連携を深めるための取組の強化等、総合的な災害対応力の向上が求められている。 感染症流行時における避難所運営については、国や県から感染症対策に係る通知やガイドライン等が発出されており、これらを踏まえ、「避難所開設・運営ガイドライン」の見直しや感染症対策として効果的な備蓄物資の拡充を進めるとともに、親戚・知人宅をはじめとした「分散避難」など、様々な避難方法について周知していく必要がある。 	総合評価	90点
------------	--	------	-----

施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 東日本台風の被災による対応や、感染症の流行の影響から、下半期の出前講座の実施回数は減少したものの、全国で自然災害が頻発していることや、地域における防災意識の向上などにより、地域をはじめとする様々な団体で講座の活用が図られ、参加人数は目標値を超えている。 また、水道基幹管路についても計画的な耐震化が図られており、防災物品の備蓄については、平成30年度に備蓄目標を達成し、感染症対策を踏まえた新たな備蓄品の拡充を進めている。 	市民満足度	全国的に自然災害が頻発化・激甚化の傾向にあり、災害をはじめとした各種危機に対する市民のニーズや要求水準が高まっていることから、市民満足度は、基準値+5ptには達していないものの、防災物品の計画的な備蓄や水道基幹管路、橋梁の計画的な耐震化などの取組に加え、出前講座の内容の充実を図るほか、積極的に地域に入り、市民の防災知識の向上に取り組んだことで、前年度より6.7pt改善している。	総合評価	順調
------	--	-------	--	------	----

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	総合防災訓練		総合的な危機管理体制の充実	・市民(自主防災会、自治会、学生、ボランティアなど)、防災機関(自衛隊、警察など) ・事業者(協定締結企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参加する防災訓練の実施	計画どおり	2,589	S61		【①昨年度の評価(成果や課題):防災関係機関との連携強化及び地域防災力強化の推進】 本市の総合防災訓練において、防災機関等と連携し、地震から身を守る訓練や自主防災組織が中心となった避難所設置訓練を行うなど、地元自治会をはじめとした市民の積極的な参加により、市民が災害時に取るべき行動や役割を啓発することができた。 【②今後の取組方針:地域防災力の更なる強化】 総合防災訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、「避難所開設・運営ガイドライン」の完成に伴う説明会や出前講座などの機会を利用して、適切な避難のあり方や「自助」「共助」の考え方について市民の理解を深め、地域防災力の更なる強化を図る。
2	防災備蓄整備事業		防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画どおり	40,734	S61		【①昨年度の評価(成果や課題):備蓄体制の充実強化】 東日本台風の影響を踏まえ、避難所運営用備蓄品の追加など第2次防災備蓄調達計画の一部見直しを実施するとともに、当該計画に基づき、食料・生活必需品・資器材等の備蓄を行った。 避難所内の感染防止対策として効果的な備蓄品の拡充について、検討が必要である。 【②今後の取組方針:感染防止対策を踏まえた第2次防災備蓄調達計画の着実な推進】 乳児用液体ミルクに加え、マスク、消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋など感染防止対策として必要な衛生物品等については、第2次防災備蓄調達計画に位置付け、備蓄・調達を着実に推進する。
3	急傾斜地対策費	好循環P 戦略事業	土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難	市内全域の急傾斜地崩壊危険区域に居住する市民	・県施工の崩壊防止事業の促進 ・防災訓練等の実施	計画どおり	8,860	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】 令和元年度は、6月に「土砂災害・全国統一防災訓練」の一環で、中篠井自治会の住民参加(46名)による実践的な訓練を行い、急傾斜地崩壊危険区域住民の土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上が図られた。また、土砂災害の未然防止と市民の安全安心を確保するため、急傾斜地崩壊危険箇所早期整備について、県に要望し事業推進に努めた。 【②今後の取組方針:【関係機関と連携した防災対策の実施】 「防ぐ・備える」取り組みとして、急傾斜地の危険箇所を事前に把握するための「危険箇所合同点検」や、防災意識の更なる高揚を図るための「土砂災害・全国統一防災訓練」などを関係機関等と連携して実施していく。
4	上水道施設の耐震化	戦略事業	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。	水道利用者	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画どおり	769,575	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】 「第1期水道施設耐震化整備計画」に基づき、松田新田浄水場沈澱池、導水管などの耐震化を実施することができた。 【②今後の取組方針:耐震化の計画的な推進】 地震災害時においても、水道水の供給を確保するため、引き続き、耐震化を計画的に進める。
5	橋りょう維持修繕事業	好循環P	地域道路網のより高い安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	橋りょうの耐震化・維持修繕	計画どおり	220,631	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):橋りょうの耐震化・長寿命化】 令和元年度は、耐震化の設計委託のほか、本市が管理する全1,272橋の1巡目の定期点検橋が完了し2巡目となる定期点検を開始するとともに、鬼怒橋の大規模修繕工事に着手するなど、着実に長寿命化等の推進を図ることができた。 【②今後の取組方針:計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】 今後も引き続き、都市基盤の防災性を強化するため耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実に実施し、その結果を反映させ、「宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・地域防災力の更なる強化 東日本台風の教訓や感染症対策を踏まえ、国においても避難のあり方が見直され、地域の特性に応じた適切な避難行動について、広く市民に周知する必要がある。また、災害時においては、地域における防災の核となる自主防災組織との平時からの連携の強化が必要である。</p> <p>・避難所運営体制の強化 避難所の開設・運営については、東日本台風時における避難所運営職員の不足などの課題や感染症対策を踏まえ、避難所を円滑に運営するための運営体制の強化が必要である。</p> <p>・備蓄品の拡充・配備 食料及び生活必需品については、想定避難者数に対し、目標値まで整備されている状況にあるが、東日本台風を踏まえ、新たに備蓄を必要とする物資や、避難所の感染症対策に効果的な備蓄品の拡充・配備を進めていく必要がある。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 災害による被害を軽減する都市基盤の整備に当たって、水道基幹管路・橋りょうの耐震化などの推進により、災害発生時でも市民の生命や財産が守られ、都市機能が喪失しないよう、災害に強いまちづくりを目指す必要がある。</p>	<p>・地域防災力の更なる強化 適切な避難行動について、ホームページや広報紙などにより、広く市民に周知するための取組を強化するほか、災害時に、「市民」「地域(自主防災組織)」「行政」が担うそれぞれの役割の共通理解を深め、地域が円滑に自主防災活動を実施できるよう、地域との意見交換や出前講座などの機会を通して、地域との連携強化に取り組む。また、地域における防災活動の拠点として、地域内の総合調整を行うなど、地域防災拠点の機能強化に取り組む。</p> <p>・避難所運営体制の強化 避難所ごとに異なる設備や間取りに応じた開設手順などについて、平時より整理しておけるよう、風水害時においては、優先して開設する避難所や、従事する運営職員をあらかじめ選定するとともに、運営職員については、地域防災計画に定める運営班に加え、全庁動員による増員や、運営職員向けの新たな研修会の企画など、避難所運営体制の強化を図る。</p> <p>・備蓄品の拡充・配備 第2次防災備蓄調達計画に基づき、備蓄・調達を着実に推進するとともに、避難所の感染症対策として、非接触型体温計や、マスク、手指消毒液など衛生用品等の備蓄品の拡充や配備に取り組む。また、国や県の通知等を踏まえながら、引き続き備蓄品の充実に努める。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 災害に強いまちづくりを目指すため、設備の更新や耐震化について、各種計画に基づき、引き続き計画的に進める。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 総合的な治水・雨水対策の推進
-----	------------------

施策主管課	河川課	総合計画記載頁	123ページ
-------	-----	---------	--------

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9 危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識をもって防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に緊急対応が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	治水・雨水対策が進み、市民の安全性が向上しています。
------	----------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅲ	安全・安心かつ効率的で健全な都市運営を実現する。				
成果	基本目標Ⅲ	安全・安心かつ効率的で健全な都市運営を実現する。				

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価			
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない					
産出指標	公共施設の雨水貯留施設の設置容量(m ³)	1,794	1,794	1,794	1,794	1,993	A	② 市民満足度の推移 (%) 調査結果 (緑線) 基準値+5pt (赤線) 基準値-5pt (青点線) H29: 39.6, H30: 28.5, R1: 39.6							B			
	基準値(H28)	1,794m ³	実績値	1,794	1,794	達成度		100.0%	100.0%	基準値	H29	7.2%	32.4%	39.6%		19.5%	5.4%	29.2%
	目標値(R4)	1,993m ³	単年度の達成度	100.0%	100.0%	単年度の達成度		100.0%	100.0%	基準値	H30	3.4%	25.1%	28.5%		23.7%	7.2%	34.5%
	単年度の達成度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	基準値	R1	7.7%	31.9%	39.6%	23.5%		6.2%	26.9%	
成果指標	河川の整備率(都市基盤河川・準用河川)	62.0%	62.2%	62.3%	62.6%	62.8%	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B			
	基準値(H28)	61.6%	実績値	62.3%	62.4%	達成度		100.5%	100.3%	基準値	R2							
	目標値(R4)	62.8%	単年度の達成度	100.5%	100.3%	単年度の達成度	100.5%	100.3%	基準値	R3								
	単年度の達成度	100.5%	100.3%	100.5%	100.3%	100.5%	100.3%	基準値	R4									
成果指標	公共下水道雨水幹線整備率	56.1%	55.6%	56.7%	57.3%	57.9%	B	【参考指標】							指標 評価			
	基準値(H28)	55.1%	実績値	55.3%	55.3%	達成度		98.6%	99.5%	中核市水準比較	H30	R1	R2	R3		R4		
	目標値(R4)	57.9%	単年度の達成度	98.6%	99.5%	単年度の達成度	98.6%	99.5%	中核市平均									
	単年度の達成度	98.6%	99.5%	98.6%	99.5%	98.6%	99.5%	本市実績										

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風や、局所的な集中豪雨など、近年の異常気象により、溢水・浸水被害が発生しているところである。本市においても、甚大な被害が発生したことを踏まえ、早急な対策・対応が求められている。 対策の取り組みにあたっては、総合的な治水・雨水対策の推進が求められていることから、令和元年11月に庁内を横断的に組織する「雨水対策強化推進チーム」を設置することとなった。 令和2年2月には「総合治水・雨水対策基本方針」を策定し、基本方針で定めた「流す」、「貯める」、「防ぐ・備える」の各取組について計画的に進めていく必要がある。 	85点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、計画的に「河川整備」、「雨水幹線整備」に取り組んだ結果、施策指標について、概ね目標値を達成する進捗となった。 令和2年度に策定する「(仮称)総合治水・雨水対策推進計画」に基づく事業の実施に伴い、6.5次総において、施策指標の見直しを検討していく必要がある。 ※「公共下水道雨水幹線整備率」については、平成30年度に策定した「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、目標値や整備率を算出している。 	市民満足度	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	都市基盤河川整備事業	好循環P戦略事業	・流域に居住する市民、地権者	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	393.218	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進</p> <p>・令和元年度は、奈坪川の東町地区において、河川拡幅に伴う奈坪川と競輪場通り交差点橋梁架け替え工事を発注するとともに、移転を伴う物件補償・河川用地の取得を推進し、事業の目的を一定程度達することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <p>・奈坪川において、いっ水被害の著しい東町地区などの被害解消に向け、下部部の競輪場通り橋梁工事や八坂神社参道橋工事を、道路交通安全を確保しながら円滑に実施していく。</p> <p>・奈坪川・御用川整備については、総合治水・雨水対策の中長期的な取り組みとして、引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、国や県の補助金などの財源について、積極的に要望するとともに、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。</p>
2	準用河川等整備事業	好循環P戦略事業	準用河川・普通河川のいっ水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	492.757	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進</p> <p>・令和元年度は、土地区画整理事業の進捗と連携を図りながら準用河川越戸川バイパス工事を推進したほか、準用河川新川江曾島調節池の整備、普通河川給分川の改修工事を実施するなど、一定区間におけるいっ水被害の解消に向けた河川改修等を実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <p>・今後も、いっ水被害の解消を図るため、土地区画整理事業などと連携し、越戸川バイパス工事を推進していくほか、今年度末の新川江曾島調節池の暫定供用開始に向けた分水路の整備、給分川や山下川の改修工事などに取り組んでいく。</p> <p>・準用河川の整備については、総合治水・雨水対策の中長期的な取り組みとして、引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、国の補助金などの財源確保に努め、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。</p>
3	宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	SDGs戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域に住宅を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助	計画どおり	1,902	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:補助制度の拡充</p> <p>・「総合治水・雨水対策基本方針」における雨水を「貯める」施策である先行事業に位置づけ、補助制度の拡充を検討した。</p> <p>【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】</p> <p>・拡充した補助制度を運用開始し、新たな対象者へPR活動を行い、更なる設置促進を図るとともに、市民に対し「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成を図っていく。</p>
4	公共下水道雨水整備計画の推進	戦略事業	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画より遅れ	44,435	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:浸水被害の軽減</p> <p>・市街化区域における浸水被害の解消を図るため、「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線の整備に取り組んだ。</p> <p>【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】</p> <p>・今後も、市街化区域における浸水被害の解消を図るため、「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線の整備を実施していく。</p>
5	道路排水施設整備事業	好循環P戦略事業	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画どおり	70,587	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:被害軽減に向けた排水施設整備の実施</p> <p>・令和元年度は、道路冠水の軽減を図るため、道路冠水箇所等の一部において、地形や排水経路、既存排水施設などの現況調査を行うとともに、その結果に基づいた冠水の軽減対策を実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:庁内関係課との連携強化】</p> <p>・今後は、総合的な治水・雨水対策を推進するため、河川や下水道事業との連携を更に深め、効果的・効率的な冠水の軽減策に取り組むとともに、道路冠水箇所の未調査箇所において、現況調査に基づく軽対策検討のほか、透水性舗装や浸透施設整備による軽減対策を実施していく。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・令和元年東日本台風や、局所的な集中豪雨など、近年の異常気象により、市内で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、有効的な防災・減災対策が求められていることから、全庁一丸となって、「総合・治水雨水対策基本方針」で定めた「流す」、「貯める」、「防ぐ・備える」3つの柱に基づき、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・計画的な対策を推進するため、国や県と連携して取り組む必要がある。さらに、対策推進のため、国や県の補助制度を活用し必要な財源を確保する必要がある。</p>	<p>・令和元年11月に立ち上げた庁内横断的な組織である「雨水対策強化推進チーム」を中心に、これまでの計画的な治水対策による雨水を「流す」取組を軸としながら、近年の頻発・激甚化する降雨に対応するため、流域対策・土地利用対策による「貯める」取組、災害情報提供や避難誘導などの減災・水防対策による「防ぐ・備える」取組の3つの柱のもと、早期に着手可能な事業を先行的に着手するとともに、総合的な治水・雨水対策の計画を策定する。</p> <p>・国や県の動向に注視し、情報共有を図り連携して雨水対策の推進する。また、必要な財源を確保するため、国や県に働きかけを行うとともに、新たな補助金の情報収集に努めるなど、積極的な取り組みを行っている。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 消防・救急体制の充実
-----	--------------

施策主管課	消防局総務課	総合計画記載頁	123頁
-------	--------	---------	------

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9 危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に緊急対策が行われる。災害などに強いまちができています。
------	-----------------------	-------	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	迅速・的確な消防・救急体制が整っており、災害による被害の軽減と救命効果の向上が図られています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	上級救命講習・普通救命講習受講者数(累計)	70,554	74,584	78,614	82,644	86,674	B	② 市民満足度の推移 調査結果: 46.3 (H29), 44.0 (H30), 50.6 (R1) 基準値: 50pt 基準値+5pt: 55pt							B	
	基準値(H28)	62,494	70,691	73,855												
	目標値(R4)	86,674	100.0%	99.0%												
	単年度目標値															
成果指標	「宇都宮市消防団協力事業所制度」認定事業所数	57	62	67	72	77	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(H29)	47	57	62												
	目標値(R4)	77	100.0%	100.0%												
	単年度目標値															
【参考指標】	中核市水準比較	火災発生件数/市民1万人														
	中核市平均	2.59	2.64													
	本市実績	2.66	2.36													
	本市順位	33位/54市中	24位/58市中													

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
	② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 各地で頻発する豪雨災害、さらには発生が危惧される大規模地震やテロ災害、武力攻撃災害など、複雑多様化・大規模化する災害への的確な対応が求められる。 社会環境の変化に伴う救急件数の増加など、増大する消防需要への迅速・的確な対応が求められている。 新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染防止対策の徹底と新型コロナウイルス感染症との共存を視野に入れた各種事業の継続・再開が求められる。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 救命効果の一層の向上を図り、応急手当の普及啓発を推進するため、市民に対する普通救命講習の開催や指導者の派遣を実施しているところであるが、令和元年度については、令和元年台風第19号や新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも、上級救命講習・普通救命講習受講者数(累計)が令和元年度の目標値にほぼ達することができた。 減少傾向にある団員数の確保や約7割が被雇用者である現況に鑑み、消防団に入団しやすく活動しやすい環境整備が求められているところであり、事業所などに消防団活動に対する理解と協力を働きかけたこと等により、「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数が令和元年度の目標値に達した。 	市民満足度
	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の普及啓発や事業所などへの消防団活動に対する理解と協力の働きかけにより、消防行政に対する関心と理解が得られ、上級救命講習・普通救命講習受講者数や「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数がほぼ順調に増加し、市民満足度についても増加傾向で推移している。 	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消防力の整備検討		効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画どおり	0	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:消防施設整備の検討】 平成30年度に策定した「宇都宮市消防施設整備方針」の考え方を基本として、「(仮称)消防施設整備計画」策定に向けた消防施設整備の検討を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:「(仮称)消防施設整備計画」策定に係る検討】 引き続き、施設整備を具体的に進めるための「(仮称)消防施設整備計画」策定に向けた検討を行う。</p>
2	消防施設整備事業		消防団施設・車両・資器材の整備	消防団施設	消防団詰所新築更新による消防防災体制の充実強化	計画どおり	87,969	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施】 将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。また、消防団詰所の低廉化について検討し、従来の2階建ての建築手法から詰所と車庫を分離し、建築する手法に変更し、建築費の低廉化を図ることが出来た。</p> <p>【②今後の取組方針】:消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】 消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を促進させる。</p>
3	普及啓発事業		災害時における地域防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業及び事業所	・リーダー研修会の開催 ・事業所・各地区自主防災会等訓練の開催支援 ・自主防災連絡会議の開催	計画どおり	688	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:防災リーダーの育成・支援】 ・研修会を開催し、地域の防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーを育成するとともに、地域や企業、事業所等における防災リーダーの活動支援を行うことで地域の防災力を強化し、事業の目的を達成することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 ・大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であり、地域防災力の充実強化に向けて防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成・支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き、普及啓発事業を推進していく。</p>
4	消防車両購入費		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	計画どおり	389,840	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:計画的な消防車両更新による機能の高度化】 ・消防車12台(常備車両6台、非常備車両6台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】:継続的な消防車両の整備】 ・確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動など積極的に実施しながら、今後も継続して計画的な車両更新を推進する。</p>
5	防火水槽建設事業		大震災における消防水利の確保	消防水利	防火水槽の建設	計画どおり	8,195	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:計画的な防火水槽の建設】 ・防火水槽1基を建設し、消防水利の機能確保を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】:継続的な防火水槽の建設】 ・防火水槽を整備し、大震災に発生が予想される同時多発火災に対して、消防水利の充実を図り、被害の軽減を図れるよう継続的に整備する。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、災害が複雑多様化・大規模化し、消防に対する市民の期待はますます高まっていること、また国及び県管理河川の洪水浸水想定区域が拡大し、想定区域内に消防施設が立地することとなったことを踏まえ、消防施設の配置や必要とする機能について検討し、計画的に消防施設整備を推進する必要がある。 ・ 災害による被害の軽減には、地域防災の要である消防団の存在が必要不可欠であり、団員の減少や被雇用者団員の増加という消防団を取巻く環境の変化に合わせて、入団しやすい環境の整備が必要である。 また、消防団詰所は防災の重要な拠点であるが、現行耐震基準施行以前に建築された詰所が数多く存在しているため、耐震化のための改築を進める必要がある。 ・ 東日本大震災や熊本地震、令和元年 台風第19号など、未曾有の大災害や、頻発する自然災害などにより、地域防災力の重要性が増大している中、災害時において被害を最小限度にとどめるため、地域における自主防災活動のさらなる支援が必要である。 ・ 市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一層の推進を図るため、市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後とも取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「宇都宮市立地適正化計画」などの関連計画との整合を図りながら、「宇都宮市消防施設整備方針」に基づき、施設整備を具体的に進めるための「(仮称)消防施設整備計画」策定に向けた検討を進めていく。 ・ 消防団活動について、事業所などに理解と協力を働きかけするなど、年齢や性別、雇用形態に捉われず、あらゆる市民が消防団に入団しやすい環境を整備していく。 また、未耐震の消防団詰所について、適切な建築手法等を取り入れながら計画的に改築していく。 ・ 自助と共助精神のもと、地域の特性に応じた実効性のある防災活動を行う住民主導の防災組織となるよう、防災リーダー育成のための研修会の開催や訓練指導等の内容を充実させるなど、自主防災会への支援を引き続き行っていく。 ・ 応急手当の普及啓発を推進するため、市民に対する普通救命講習の開催や指導者の派遣を引き続き実施していく。

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防犯灯設置等・管理補助金		自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	185,336	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:LED化率の向上】 ・LED防犯灯の設置割合(LED化率)が前年度の85.5%から91.9%となり、LED化が着実に進んでいる。また、適正な補助金の支出により自治会等の活動を支援し、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。 ・なお、LED化率が90%を超え、初期の目的を一定程度達成した状況にあり、現行のLED化への上乗せ補助制度の見直しについて検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:LED化の促進と補助制度の見直し】 ・LED化の進捗が遅い自治会等に対してヒアリングを行いLED化を促進するとともに、現行の上乗せ補助制度の見直しについて、関係団体と調整を図りながら検討していく。</p>
2	防犯講習会開催事業		市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	計画どおり	662	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:防犯講習会の実施】 ・老人会等を中心に幅広い世代に対して講習会を開催することにより、市民の防犯意識の高揚や防犯知識の普及につなげることができた。 ・さらに、女性や子ども、高齢者など犯罪情勢を捉えた啓発活動が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:防犯講習会の充実】 ・引き続き、幅広い世代に対して講習会を開催するとともに、性犯罪や声掛け、つきまといなどの被害に遭う可能性が高い女性などを対象とした講習会の充実に取り組んでいく。</p>
3	暴力団排除対策事業		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの利用制限	計画どおり	102	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:青少年への教育の実施】 ・市内の中学3年生に対してリーフレットを配布することにより、早期の暴力団排除に関する意識の高揚を図ることができた。 ・引き続き、暴力団の排除に関する意識の高揚のため、継続的な啓発活動が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:市民への広報や青少年への教育等の実施】 ・暴力団の排除に関する施策の推進のため、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。</p>
4	地域防犯活動促進事業		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	・地域防犯ネットワーク連絡会議の開催 ・全市一斉防犯活動の推進	計画どおり	104	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:連絡会議の開催及び環境点検活動の実施支援】 ・地域・警察・市が参加し相互の活動情報を共有化する「地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催し、自主防犯団体の横のつながりの強化に努めた。また、地域まちづくり組織が中心となり、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う「環境点検活動」について、実施支援に取り組むとともに、地域の実情に応じた活動となるよう実施時期の調整を行ったことから、地域における防犯意識の高揚と活動を行いやすい環境整備を図ることができた。 ・引き続き、地域住民による自主防犯活動の実施にあたっては、継続的な支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:自主防犯活動への継続的な支援の実施】 ・地域住民による自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、連携会議の開催や環境点検活動等の取組支援に取り組んでいく。</p>
5	防犯カメラ設置等・管理補助金		自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(設置工事費等の補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	12,757	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:適切な設置・運用支援】 ・新たに18団体44台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進されたことにより、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。 ・なお、防犯カメラは犯罪の未然防止等に効果が期待できるため、より一層の普及に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:地域における設置促進】 ・設置等補助金について、時限的な補助率の上乗せを行い、地域における防犯カメラ設置促進に取り組んでいく。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市民の防犯意識の高揚 女性が狙われる事犯やSNS等に起因する犯罪被害に遭う子どもの増加などを踏まえ、性犯罪やつきまとい・声掛けなどの犯罪被害に遭う可能性が高い女性や子どもなどに対する啓発活動に取り組む必要がある。 ・地域における防犯力の向上 地域における防犯力の向上に向け、地域住民による自主防犯活動の実施を継続的に支援するとともに、自主防犯活動を補完する防犯灯や防犯カメラ等の設備による防犯環境整備の向上に取り組む必要がある。</p>	<p>・市民の防犯意識の高揚 引き続き幅広い世代への啓発活動に取り組むとともに、犯罪情勢を捉え、女性を対象とする講習会の充実や小中高生等に対するSNS犯罪被害防止の啓発活動の強化に取り組んでいく。 ・地域における防犯力の向上 引き続き、警察や自主防犯団体等と連携を図りながら、地域における活動支援に取り組むとともに、防犯灯の適切な設置・運用支援や、防犯カメラの更なる設置促進に取り組んでいく。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 交通安全対策の充実
-----	-------------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標	 
------------	---

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民が高い交通安全意識を持ち、安全に安心して道路を利用できる環境が整っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価			
	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	満足		やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない						
産出指標	交通安全教室受講者数(人)	単年度 目標値	64,200	64,400	64,600	64,800	65,000	A	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値 (H29)	9.9%	32.0%	41.9%	24.7%	12.7%	16.7%	B	
		基準値 (H28)	63,908	実績値	62,639	65,468						H30	4.8%	30.2%	35.0%	28.3%	10.6%		20.5%
		目標値 (R4)	65,000	単年度の 達成度	97.6%	101.7%						R1	7.0%	33.8%	40.8%	27.6%	15.1%		14.1%
		単年度の 目標値										R2							
成果指標	交通事故発生件数(件)	単年度 目標値	1,690	1,640	1,590	1,540	1,500件以下	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照									B	
		基準値 (H28)	1,738	実績値	1,497	1,474													
		目標値 (R4)	1,500件以下	単年度の 達成度	112.9%	111.3%													
		単年度の 目標値																	
【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	中核市水準比較	人口10万人当たり交通事故発生件数(件) ※上位が少ない。									評価の 組合せ	
	中核市平均		362	332															
	本市実績		286	283															
	本市順位		18位/54市中	27位/58市中															

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年(平成31年)の全国における交通事故発生件数は前年比▲11.5%となり、15年連続で減少するとともに、死者数、負傷者数についても過去最小値となったが、高齢化の進行に伴い、全国的に高齢運転者による重大な事故が発生し社会問題となっていることから、高齢運転者の交通安全対策に取り組む必要がある。 国においては、平成30年6月に「自転車活用推進計画」を策定し、自転車事故のない安全で安心な社会の実現を目標に掲げており、自転車の安全利用やルール遵守徹底に向けた取組を推進する必要がある。 	90点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢者までを対象として、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進してきたことで、産出指標「交通安全教室受講者数」は目標値を上回っている。また、本市の交通事故は減少傾向にあり、令和元年(平成31年)の発生件数は昭和45年以降の過去最小値となるなど、成果指標「交通事故発生件数」も目標値を上回っている。 	市民満足度
	<ul style="list-style-type: none"> 「第10次宇都宮市交通安全計画」に基づき、交通安全教育の実施や道路交通環境の整備など、各種事業を推進してきたことにより、市民満足度は前年度より改善した。一方で、「やや不満」「不満」の合計も上昇し、満足度を上回っており、全国的に高齢運転者の事故が大きく取りざたされ、社会問題となったことなどが市民の印象に影響していると推測される。 	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	交通安全教育	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	3,175	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者までを対象として、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い慣れない道路を通行する中学校・高校1年生に対する自転車安全利用チラシを活用した教育を実施することにより、交通ルールの遵守やマナーの向上につなげることができた。 ・新たに民間企業と連携しながら、中高生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催したほか、チラシを活用した自転車走行空間の理解促進に取り組むことができた。 ・引き続き、交通安全教育の充実に努め、市民の交通ルール遵守、マナー向上を図っていく必要がある。 <p>②【民間企業と連携した教室開催と段階的・体系的交通安全教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と連携した交通安全教室を開催するとともに、関係団体等と意見交換を行いながら各世代の特性に応じた教育を行い、交通ルール遵守、マナー向上を図っていく。
2	交通安全運動の推進		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画どおり	665	S45	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の減少に向け、地域等と連携しながら、春、秋、年末の交通事故が増加する時期に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、効果的に交通安全運動を実施するとともに、飲酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 ・引き続き、効果的な交通安全運動等の実施により、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図っていく必要がある。 <p>②【地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動期間に、地域や警察、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、GRリボンを活用しながら飲酒運転根絶をPRしていく。
3	交通安全施設整備事業		交通事故の防止 通行の安全確保	市民、道路利用者	交通安全施設の整備	計画どおり	126,199	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度も引き続き、交通安全上危険な箇所について、安心して歩行者や自動車が通行できるよう区画線の更新や道路反射鏡の設置など様々な交通安全施設の整備を実施した。 <p>②【計画的な交通安全施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等に加え、国から新たに示された「キッズゾーン設定」の安全対策について、通学路合同点検等の結果や地域からの要望を踏まえながら、警察や学校などの関係機関と協議を行ったうえで、より効果的に整備していく。
4	自転車走行環境整備事業	SDGs 好循環P	自転車利用環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面表示	計画どおり	104,649	H17	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全で快適な自転車走行空間の整備延伸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車のまち推進計画後期計画」に基づき、自転車走行空間(8路線、4330m)や山田川サイクリングロード(1240m)の整備を行い、後期計画に位置付けた目標延長57.7kmに対し49.9kmの整備が完了し、自転車利用環境の充実が図られた。 ・本市の自転車専用通行帯規制延長(35.9km)は引き続き全国一位を達成した。 <p>②【今後の取組方針:計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な自転車走行環境の確保に向け、自転車のまち推進計画をはじめ、国や県の自転車活用推進計画やガイドラインなどを踏まえ、引き続き、連続性を考慮した自転車走行空間やサイクリングロードの整備を計画的に推進していく。
5	自転車放置防止対策事業		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域、規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	24,545	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、放置防止指導や市内高等学校等への周知などにより、自転車の放置禁止区域等の周知及び駐輪場の利用促進を図った。 ・「即時撤去」を定期的実施したことにより放置自転車の減少や返還率が向上した。 <p>②【今後の取組方針:放置禁止区域等周知及び適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るため、概ね月1回の「即時撤去」を概ね月2回とし併せて周辺の駐輪場の案内を行うことで利用率の向上を図っていく。 ・放置禁止区域等について現況の把握に努めながら、実態に沿った対策を検討していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・高齢運転者の交通安全対策の推進 高齢化の進行に伴い、交通事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は年々増加しており、また、高齢運転者の事故が社会問題となっていることから、高齢運転者の交通事故防止に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>・自転車の安全利用の推進 交通事故全体に占める自転車事故の割合が上がっていることから、自転車の安全利用の推進に向け、世代別人口当たりの自転車事故当事者が多い高校生や中学生へのルール遵守、マナー向上に向けた対策が必要であるとともに、自転車走行空間の整備について、引き続き連続性に配慮しながら推進していく必要がある。</p>	<p>・高齢運転者の交通安全対策の推進 高齢運転者の交通事故防止に向け、高齢者を対象として、自身の反応速度を測定できる機器を活用した交通安全教室を開催するとともに、高齢運転者とその家族向けの啓発パンフレットを作成・配布するなど、高齢運転者の交通安全対策の推進に取り組んでいく。</p> <p>・自転車の安全利用の推進 自転車の安全利用を推進するため、中学校・高校の新入生に対し、自転車安全利用チラシを活用した教育を入学時期に合わせて引き続き実施するなど、ルール遵守、マナー向上を図るとともに、安全で快適な自転車走行環境の確保に向け、国・県と連携しながら連続的な自転車走行空間の整備に取り組んでいく。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 消費生活の向上
-----	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125ページ
-------	-------	-------------	--------

関連する SDGs目標	
----------------	--

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民が安全で安心な消費生活を送っています。
------	-----------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	消費生活出前講座の受講者数(人)	4,230	4,297	4,365	4,432	4,500	A	③ 市民満足度の推移 指標名(単位) 満足 やや満足 満足度(計) やや不満 不満 わからない 評価 施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計) 基準値(H29) 6.6% 29.8% 36.4% 18.5% 4.0% 36.6% (%) 調査結果 基準値+5pt 基準値-5pt 36.4 33.8 38.6 45 40 35 30 25 20 15 10 5 0 H29 H30 R1 R2 R3 R4							B	
	基準値(H29)	4,162	4,952	4,360					H30	4.1%	29.7%	33.8%	17.6%	5.8%		36.0%
	目標値(R4)	4,500	117.1%	101.5%					R1	6.7%	31.9%	38.6%	18.9%	6.0%		34.1%
	単年度の達成度								R2							
成果指標	消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合(%)	99.1	99.3	99.6	99.8	100.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(H29)	98.9	97.7	96.6												
	目標値(R4)	100.0	98.6%	97.3%												
	単年度の達成度															
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)					H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ				
	消費生活相談件数/消費生活相談員数(件)	中核市平均	462.36	494.77												
		本市実績	339.77	414.46												
		本市順位	14位/54市中	22位/58市中												
指標											評価					

※「①施策指標」の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	実績値 目標値	× 100 (%)
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	目標値 実績値	× 100 (%)

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 超高齢社会の進行や高度情報化の進展により、消費者を取り巻く環境は日々変化し続けており、また、電力自由化やインターネットによる商取引の増加など、社会の新たな潮流に便乗した詐欺的商法も次々登場するなど、消費生活に係る相談内容は複雑・多様化している。 平成30(2018)年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4(2022)年4月1日施行に伴い、18歳から親権者の同意なしで契約を結ぶようになることから、契約トラブルなどの消費者被害の拡大が懸念される。 自然災害による被害や感染症拡大に伴い、生活関連物資の不足や悪質商法等が発生している。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「消費生活出前講座の受講者数」については、高齢者や若年層を対象に、地域や教育機関等と連携しながら出前講座を実施したことにより、目標値を上回った。 「消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合」は、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会等を開催し、相談員の資質向上を図ったことにより複雑・多様化する相談に対応することができたことに加え、自然災害による被害や感染症拡大に関連した生活関連物資の不足や悪質商法等の発生に伴う相談に対し、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行うことにより適切に対応することができたことから、前年度と同水準となった。 	市民満足度
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者意識の高まりや消費者問題が複雑・多様化する中、相談窓口を年末年始を除いて毎日開設し、5,000件を超える消費生活相談に適切に対応していることに加え、きめ細かな広報・啓発活動により、市民満足度は前年度と同水準の評価を得られている。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

№	事業名	好循環P・戦略事業SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消費生活相談事業		消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画どおり	545	S56	先駆的 トップク ラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:複雑・多様化する相談に対応、災害等の発生に伴う相談に適切に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会や相談事例研究会を開催し、相談員の資質向上を図ったことにより、複雑・多様化する相談に対応することができた。 ・自然災害による被害や感染症拡大に関連した生活関連物資の不足や悪質商法等の発生に伴う相談に対し、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行うことにより適切に対応することができた。 ・引き続き、最新のトラブル事例や相談傾向を把握していくとともに、災害等の発生時における国や県などの動向等の情報収集及び相談対応が必要である。 <p>【②今後の取組方針】:相談員の資質の一層の向上、災害等の発生時における迅速な情報収集及び相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑・多様化する相談に対応するため、引き続き、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会などを実施し、相談員の資質の一層の向上を図っていくとともに、災害等の発生時における迅速な情報収集及び相談対応に努めていく。
2	消費者教育・啓発事業		消費生活の安全確保	消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活出前講座の開催 ・親学出前講座の開催 ・家庭科副読本の配布 ・広報紙、新聞広告等による情報提供 	計画どおり	4,013	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、若年層への消費者教育の充実に向けた取組、災害等の発生時における消費生活情報の収集及び消費者への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。 ・令和4年からの成年年齢の引き下げに向けて、専門学校、大学へのアンケートを実施し、希望する出前講座の内容等を把握するとともに、新たに親学出前講座を実施し、若年層への消費者教育の充実に向けて取り組んだ。 ・自然災害による被害や感染症拡大に関連した生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。 ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えた啓発や若年層への消費者教育を行うとともに、災害等の発生時における消費生活情報の収集及び提供を行っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:様々な機会を捉えた啓発事業の実施、若年層への消費者教育の実施、災害等の発生時における国や県などの動向等の情報収集及び消費者への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えた啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。 ・専門学校、大学への出前講座について、アンケートの結果を反映させながら実施するとともに、親学出前講座についても継続して取り組み、若年層への消費者教育を実施していく。 ・引き続き、災害等の発生時において、生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。
3	消費者取引適正化事業		消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画どおり	24	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:立入検査の実施による商品の取引状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、特定された商品の取引状況について適正であることを確認した。 ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施する必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。
4	特殊詐欺対策事業		特殊詐欺被害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者 ・事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺駆退シールの配布 ・特殊詐欺啓発チラシの配布 ・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施 	計画どおり	604	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:啓発チラシ等の配布や「特殊詐欺被害防止協力店」との連携による消費者への啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺駆退シールや啓発チラシを消費者に配布するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した消費者への啓発を実施した。 ・引き続き、特殊詐欺被害防止協力店との連携により、被害の未然防止を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:特殊詐欺被害防止協力店と連携した被害の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組を行っていく。
5	特殊詐欺駆退機器等購入費補助金		特殊詐欺被害の未然防止	65歳以上の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺駆退機器を購入・設置する費用に対し補助金を交付 	計画どおり	6,040	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:「特殊詐欺駆退機器購入費補助事業」の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等の各種媒体による広報・周知や、電気店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼、民生委員・児童委員等への周知により、「特殊詐欺駆退機器購入費補助事業」の普及促進を図り、目標400件を上回る交付件数となった。 ・引き続き、特殊詐欺駆退機器の更なる普及・促進を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:関係機関・団体との連携による「特殊詐欺駆退機器購入費補助事業」の更なる普及・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「特殊詐欺駆退機器購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関・団体と連携しながら周知し、機器の更なる普及・促進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の資質の向上 <p>消費生活相談については、最新のトラブル事例や今後の相談傾向を把握し、複雑・多様化する相談内容に対応するため、相談員の資質の一層の向上が求められる。</p> <p>また、災害等の発生時においては、生活関連物資の不足や悪質商法等が発生していることから、消費生活情報の収集及び相談対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育・啓発事業の推進 <p>消費者教育・啓発事業については、複雑・多様化している消費者を取り巻く状況に対応し、消費生活の安全を確保するため、高齢者から若年層まで幅広く、世代に応じた消費者生活に関する知識の普及や啓発を行うとともに、令和4年からの成年年齢の引き下げに向け、専門学校、大学等における啓発や親世代への啓発など、若年層への消費者教育を推進していく必要がある。</p> <p>また、災害等の発生時においては、生活関連物資の不足や悪質商法等が発生していることから、消費生活情報の収集及び消費者への提供を行っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害の未然防止 <p>特殊詐欺対策事業については、高齢者の被害の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺駆退機器の更なる普及・促進を図るとともに、引き続き、最新の被害事例を踏まえた未然防止対策を着実に推進していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の資質の向上 <p>消費生活相談については、複雑・多様化する相談に対応するため、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会などを実施し、相談員の資質の一層の向上を図っていく。</p> <p>また、災害等の発生時においては、生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行い、相談に適切に対応していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育・啓発事業の推進 <p>消費者教育・啓発事業については、高齢者から若年層まで幅広く、世代に応じた消費者生活に関する知識の普及や啓発を行うため、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えた啓発や出前講座の実施、各種広報媒体を活用した啓発に取り組むとともに、2022年からの成年年齢の引き下げに向け、専門学校や大学等への出前講座や親学出前講座について継続して取り組み、若年層への消費者教育を推進していく。</p> <p>また、災害等の発生時においては、生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への提供を迅速に行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害の未然防止 <p>特殊詐欺対策事業については、「特殊詐欺駆退機器購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関・団体と連携しながら周知し、機器の更なる普及・促進を図っていく。また、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組の実施や、高齢者や若年層を対象に、地域や教育機関等と連携しながら出前講座を実施し、被害に遭わないための啓発を行っていく。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	④ 食品の安全性の向上
-----	-------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	126
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する行動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	事業者、行政が連携して、食品の安全性の確保に努め、市民が安全で安心した食生活を送っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	HACCP研修会の事業者参加率(%)	単年度 目標値	60.0	80.0	100.0	100.0	100.0	B	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)							B	
	基準値(H28)	25	実績値	51.0	75.0				基準値(H29)	7.2%	37.4%	44.5%	13.1%	1.8%	35.2%		
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	85.0%	93.8%				H30	8.2%	32.4%	40.6%	14.0%	3.9%	36.0%		
	単年度の目標値								R1	7.7%	41.2%	48.9%	13.9%	2.9%	31.7%		
成果指標	食中毒の発生件数(件)	単年度 目標値	4	4	4	4	4	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(H28)	4	実績値	3	2				【参考指標】 中核市水準比較 食中毒発生件数/世帯10万								
	目標値(R4)	4以下	単年度の達成度	133.3%	200.0%				中核市平均	2.0	2.2						
	単年度の目標値								本市実績	1.7	1.3						
※ 評価の考え方	基準値(H29)		実績値					本市順位	27位/54市中	22位/58市中							
	目標値(R4)		単年度の達成度					① 施策指標(産出指標)(成果指標) A: 達成度100%以上 [25点] B: 達成度70%以上100%未満 [20点] C: 達成度70%未満 [15点]							産出指標	B	
	※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について								② 市民意識調査結果(満足度) A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点] B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点] C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]							成果指標	A
	★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) $\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$								③ 主要な構成事業の進捗状況 A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点] B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点] C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]							市民満足	B
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) $\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$								総合評価 順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上] 概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満] やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]							構成事業	B	

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月に改正食品衛生法が公布され、原則すべての食品等事業者に国際的な衛生管理基準であるHACCPに沿った衛生管理が義務化となり、経過措置を経て令和3年6月に完全施行されることから、市内のすべての食品等事業者にはHACCPによる衛生管理が求められている。 近年の食中毒発生状況を見ると、ノロウイルスによる食中毒の患者数が依然として最も多い状況にあるとともに、アニサキス食中毒は全国食中毒統計の病因物質別発生件数が最も多い状況であり、市内でも発生している。また、国において食用牛肉による食中毒防止対策を講じているが、法令で規制されていない鶏肉の生食等によるカンピロバクター食中毒が全国で依然として多発している状況である。 食品表示法が公布から5年間の猶予期間を経て令和2年4月に完全施行となったことから、食品事業者に適正な食品表示が求められている。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生協会や栃木県と連携したHACCPサポートセミナー(年3回)やHACCPをテーマとした講演会(年1回)、食品衛生責任者講習会を開催したほか、新たにHACCP業種別説明会を開催するなどHACCP導入支援を積極的に取り組んだことにより、研修会の事業者参加率は増加した。 市内食品営業施設の危害度別重点監視などにより、食中毒の発生が低水準に抑えられた。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食品衛生監視指導業務		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び取去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	2,679	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】監視指導・取去検査の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品営業施設の監視を食品衛生監視指導計画に基づき危害度別に実施することにより、市内発生の中中毒を2件に抑えたとともに、市内流通食品等の取去検査を実施することにより、不良食品を排除し、食品の安全確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針】効果的な監視及び取去の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる食品の安全確保の推進のために、近年、多発しているアニサキス食中毒や大規模食中毒事件となること多いノロウイルス食中毒対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大規模イベントに関連する宿泊施設及び弁当製造施設を対象として重点的な監視指導を実施する。 	
2	食品健康危害防止対策		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管理の推進	計画どおり	2,682	H17	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】HACCP導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者対象にHACCPサポートセミナーの開催等により、導入済施設が49施設となった。また、小規模事業者を対象にHACCP業種別説明会等を開催し、約半数の4,299事業者に導入支援ができた。今後、原則としてすべての食品事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務化され、1年間の経過措置を経て令和3年6月に完全施行となることから、円滑に導入できるよう支援することが課題である。 <p>【②今後の取組方針】すべての食品等事業者へのHACCP導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての食品等事業者にHACCPによる衛生管理の導入を促進するために、引き続き大規模事業者及び小規模事業者を対象とした説明会等を開催する。また、HACCP導入済施設に対して、監視指導を実施する。 	
3	自主管理体制の強化推進事業		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	・食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,745	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員等に対する研修会等を開催することにより、事業者の自主衛生管理の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針】食品衛生協会との連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員により巡回指導を実施する。 	
4	食品安全知識普及啓発事業		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載 ・出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催	計画どおり	684	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】食品安全情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや情報誌を活用した食品安全情報の発信のほか、イベントを開催し、食に関する正しい情報を提供することにより、食への安全意識が高まったとの意見もあり、食品安全に関する情報提供の推進が図られた。また、食品衛生協会(手洗いマイスター)と連携した小中学生対象の手洗い教室では、手洗いの重要性について理解が得られた。 <p>【②今後の取組方針】市民への衛生知識の普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる食品安全に関する情報提供の推進のために、引き続き出前講座等を開催するほか、新たに手洗い教室の対象者を保護者に広げ、適切な手洗いの啓発及び食中毒予防などの講習会を開催する。 	
5	食品衛生検査事務		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データの提供	・食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	16,294	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物中の残留農薬の効率的な検査法を確立し、検査項目を拡充するとともに、食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施し、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援することにより、市内の食品の安全性の確保が図られた。また、植物性自然毒等の検査法の検討に取り組み、学会で発表するなど、調査研究を推進することにより、検査精度の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針】試験検査の充実と調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全確保に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、昨年度、策定した、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、E型肝炎ウイルス検査法の確立や植物性自然毒の一斉分析法を検討するなど、調査研究に取り組んでいく。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・平成30年6月に改正食品衛生法が公布され、原則すべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化され、令和2年6月に施行された。1年間の経過措置を経て令和3年6月に完全施行となることから、大規模事業者にはHACCPに基づく衛生管理、小規模事業者(市内食品等事業者の9割)にはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められ、より効果的な手法によりHACCP導入を支援する必要がある。</p> <p>・病原物質別発生件数が全国で最も多い状況となっているアニサキス食中毒や大規模食中毒になりやすいノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大量調理施設を対象とした監視指導を実施する必要がある。また、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターは食肉の生食や加熱不足などによりリスクが高まることから、食品等事業者や市民に向けた食中毒対策の更なる周知が必要である。</p> <p>・食に関する情報が氾濫していることから、市民が食に関する正しい知識を selebてき、家庭での食中毒予防のための食品衛生意識の向上が図られるよう、情報提供の推進が必要である。また、市民に対し、事業者が実施しているHACCPによる衛生管理への理解促進を図り、食品に対する市民の安心感を向上させる必要がある。</p>	<p>・すべての食品等事業者にHACCPによる衛生管理の導入を促進するために、引き続き大規模事業者への支援を行うとともに、食品衛生協会の協力を得ながら小規模事業者を対象とした業種別説明会等を開催する。また、すでにHACCPを導入している食品等事業者に対し、施設における監視指導の中で適切な運用であるかの確認をするなど、導入後の技術的支援も行っていく。</p> <p>・アニサキス食中毒や大規模食中毒になりやすいノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や宿泊施設及び弁当製造施設などの大規模調理施設を対象として監視指導を計画的かつ重点的に実施していくとともに、食肉の生食や加熱不足に起因する食中毒の未然防止を図るため、鶏肉を提供する施設を中心に、生又は加熱不足の食肉を提供するリスクのほか、具体的な注意点を記載したリーフレット等を活用し、啓発していく。</p> <p>・市民の食品の安全性に関する正しい知識を普及するため、家庭での食中毒予防に関する出前講座のほか、小中学生を対象に実施してきた手洗い教室の対象者にその保護者も加え、食の安全について学習できる機会を提供していく。また、広報紙や講演会を通じて食品等事業者のHACCPによる衛生管理の取組等について広く市民に周知し、理解を深める機会を増やしていく。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	⑤ 生活衛生環境の向上
-----	-------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁
-------	-------	-------------

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

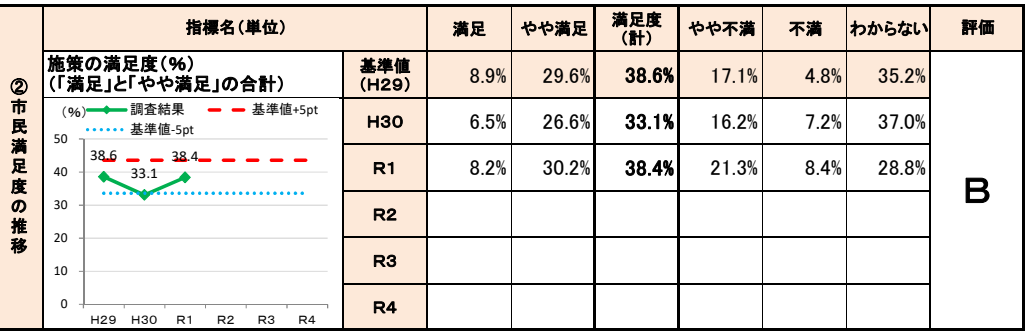
政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	快適で衛生的な生活環境の中で、市民が安全で安心して生活しています。
------	-----------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	生活衛生関係施設の監視率(%)	単年度目標値	100	100	100	100	100	A	③ ②市民満足度の推移							B
	基準値(H28)	100	実績値	100	100											
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	100.0%	100.0%											
	犬猫の正しい飼い方教室等の実施回数(回)	単年度目標値	30	35	35	40	40		B	③ ②市民満足度の推移						
基準値(H28)	29	実績値	36	26												
目標値(R4)	40以上	単年度の達成度	120.0%	74.3%												
市民の密着度が高い理美容所等の生活衛生関係施設の衛生基準適合率(%)	単年度目標値	100	100	100	100	100	A	③ ②市民満足度の推移							B	
基準値(H28)	100	実績値	100	100												
目標値(R4)	100	単年度の達成度	100.0%	100.0%												
犬猫の殺処分頭数(頭)	単年度目標値	120	115	110	105	100以下		A	③ ②市民満足度の推移							B
基準値(H29)	142	実績値	24	5												
目標値(R4)	100以下	単年度の達成度	500.0%	2300.0%												



③ ②市民満足度の推移												B		
③ ②市民満足度の推移														
③ ②市民満足度の推移												B		
③ ②市民満足度の推移														
【参考指標】	中核市水準比較							犬猫の殺処分頭数(頭)					評価の 組合せ	
	中核市平均							153.9						
	本市実績							24.0	5.0					
	本市順位							17位/54市中	位/58市中					

※【① 施策指標】の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)												総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 全国的にレジオネラ症が散発するなど、公衆浴場等生活衛生関係施設に対する自主的な衛生管理の指導が求められている。 国際化の進展に伴い、本市においてもデング熱など蚊媒介感染症の発生が危惧されており、蚊等の衛生害虫の自主的な駆除や蚊の発生予防が求められている。 近年狂犬病清浄地域であった台湾において、犬と野生動物が狂犬病に感染する事例が発生している。一方、国内では飼育犬の狂犬病予防注射の接種率が低下している現状がある。我が国は清浄地域であるが、国際化の進展に伴い、狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されている。 愛玩動物が家族の一員として位置づけられ、市民の動物愛護に対する関心が高まる一方で、多数の動物の飼養(多頭飼養)により、周辺の生活環境が損なわれる不適正な事例も散発している。また、大規模災害発生時にペットが自宅にとり残される、飼い主とはぐれ放浪する、避難所でのペットとの共同生活時のマナーなど問題となる事例が発生しており、災害時における飼い主の適正な行動が求められている。 										85点		
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生水準の維持向上のため、計画的に監視指導を実施したことにより、監視率は目標値を達成した。 広報紙や犬・猫の飼い方教室等により適正飼養や終生飼養の啓発活動等に取り組んだことに加え、幼弱子猫飼育支援制度の活用により、犬・猫の殺処分頭数は、目標値を大幅に超えて達成することができた。 					市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係施設の監視強化や動物愛護思想の普及啓発及び殺処分頭数の削減等に取り組んだことにより、前年度より上昇した。 					概ね順調	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	生活衛生関係施設の監視・指導		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	271	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係施設の監視を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生状況等の確認が図られた。 <p>【②今後の取組方針:衛生的な生活環境の確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の快適で衛生的な生活環境を確保するため、引き続き、営業施設の監視・指導を計画的に実施する。
2	衛生害虫に関する指導・啓発事業		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	297	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等へ市ホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発することにより、前年度より相談件数が減少し衛生害虫による事故防止が図られた。 <p>【②今後の取組方針:所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症対応のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じてその所有者や管理者に対し、自主管理を促す。
3	飼えなくなった犬猫などの引き取り		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	8,533	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機会を捉えて、犬猫の飼い主への適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施したが、多頭飼育事例が複数発生し、引取り数は増加した。 <p>【②今後の取組方針:飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。
4	狂犬病予防対策		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	30,805	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い主への適正飼養の啓発等による犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られたが、予防注射頭数は減少しており、予防注射の実施率の向上が課題となっている。 <p>【②今後の取組方針:狂犬病予防接種率の向上の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、適正飼養の啓発を行い、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の徘徊犬の捕獲を実施する。
5	動物愛護推進事業		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,226	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民へ各種講習会等を計画的に実施することにより、動物愛護思想の普及啓発が図られた。また、関係機関等との譲渡会の開催やミルクボランティア事業(市内の提携動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)により、譲渡の促進が図られた。 総合防災訓練を通じ、飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、フードの備蓄や、ケージ等の使用に慣れさせておくなど、日頃からの備えについて、啓発を実施した。 <p>【②今後の取組方針:関係者と連携した動物愛護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡を推進し犬猫の殺処分を減少させるために、引き続き、リーフレット等の配布や各種講習会を実施するほか、関係機関と連携し定期的な譲渡会開催や、ミルクボランティア事業を円滑に実施する。 市主催の総合防災訓練に参加し、ペットのしつけや健康管理、備蓄品など普及啓発を実施するとともに、獣医師会や推進員にも参加協力を依頼し、災害時に円滑に連携できるよう、実施方法を検討する。 令和3年度の動物愛護管理施設増設・現有施設改修工事に向け、建築課と必要な設備の配置などを具体的に協議し実施設計に反映させるとともに、政策審議室や財政課と協議して実施計画のローリングや予算要求を適切に行う。また、県と協議して工事期間中の犬猫の保管場所の確保と譲渡事業の継続を適正に行う。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市内の生活衛生関係施設を原因とするレジオネラ症は発生していないものの、一部の施設の自主検査等において浴槽水や冷却塔水からレジオネラ菌が検出される事例があることから、レジオネラ症の発生に繋がらないよう、施設の衛生水準の維持向上が必要である。</p> <p>・市民等からの衛生害虫に関する相談件数は減少しているものの、衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症の未然防止のため、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、所有者や管理者による自主的な衛生害虫の駆除、発生防止の推進が必要である。</p> <p>・市内の飼養犬の狂犬病予防注射の接種率が低下しているなか、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、令和2年度春の集合注射を一部中止したことにより、更なる接種率の低下が危惧される。国内においては動物の狂犬病は発生していないものの、国際化の進展に伴い狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されていることから、犬に対する狂犬病予防注射の実施率向上が必要である。</p> <p>・飼い主からの飼えなくなった犬猫の引き取り数や殺処分頭数は減少しているものの、依然として引き取り依頼や不適正な多頭飼養事例があることから、動物の適正飼養や終生飼養の普及啓発を推進する必要がある。また、大規模災害の発生に備え、ペットの飼い主に対する防災対策に関する知識の普及が必要である。</p>	<p>・公衆浴場、旅館、特定建築物など、生活衛生関係施設の監視指導を行うとともに、浴槽水や冷却塔水の検査を計画的に行い、レジオネラ症感染症防止対策を推進する。</p> <p>・市民へ蚊の駆除を啓発してデング熱等の感染を防止するとともに、蚊媒感染症発生時の迅速な対応が可能となるよう関係課と連携を図る。また、土地、建物の所有者や管理者による自主的な衛生害虫の駆除等の啓発により、衛生害虫による事故の未然防止を図る。</p> <p>・狂犬病の国内侵入のリスク等についてリーフレットを配布する等の啓発を行うとともに、狂犬病予防集合注射の実施や動物病院における個別注射の促進により狂犬病予防注射の実施率向上を図る。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止策として、12月31日まで接種期間が延長されたことから、今年度においては秋の集合注射の実施を検討する。</p> <p>・犬猫の適正飼養や終生飼養の普及啓発により、遺棄防止等、動物愛護思想の高揚を図るとともに、定期的に関係機関と連携して譲渡会を開催するほか、従来殺処分されていた離乳前の子猫については、引き続き動物病院と連携することで、飼養・譲渡に努め犬猫の生存機会の拡大を図る。また、防災訓練への参加などを通じ、ペットと共に避難する際に必要なケージやリード、首輪等の準備や平時から避難場所でも対応できるしつけなどの取組について、啓発に努めていく。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 協働によるまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画 記載頁	129
-------	------------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11 市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	---------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民・地域活動団体・NPO・事業者・大学・行政が、役割を分担して、協働のまちづくりに取り組む環境が整っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅱ	地域産業を支える地域の人材の育成や、未来を生き抜く力を育成する教育など、幅広い分野での「人づくり」を進める。				
成果	基本目標Ⅱ	地域産業を支える地域の人材の育成や、未来を生き抜く力を育成する教育など、幅広い分野での「人づくり」を進める。				

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価					
	産出指標	まちづくり活動応援事業登録者数(累計)	単年度目標値	250	3,000	5,000	10,000	17,000		C		施策の満足度(「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	6.6%	27.4%	34.0%	15.5%		6.0%	38.8%	B		
基準値(H29)		実績値	193	977				H30	3.4%			26.8%	30.2%	15.0%	4.1%	43.5%							
目標値(R4)		単年度の達成度	77.2%	32.5%				R1	6.2%			28.1%	34.3%	16.5%	3.8%	41.5%							
単年度目標値		実績値						R2															
基準値(H29)	単年度の達成度						R3																
目標値(R4)	単年度の達成度						R4																
成果指標	まちづくりセンターとボランティアセンター登録団体数	単年度目標値	625	630	641	649	657	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照									B					
	基準値(H29)	実績値	602	614					【参考指標】 中核市水準比較 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数/市民1千人	指標名(単位)					H30	R1	R2		R3	R4		評価の 組合せ 指標 評価	
	目標値(R4)	単年度の達成度	96.3%	97.5%						中核市平均		0.57	0.55										
	単年度目標値	実績値								本市実績		0.63	0.69										
目標値(R4)	単年度の達成度						本市順位	16位/54市中		13位/58市中													

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	C
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価がある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国では、地域の活性化を図るとともに、全ての人がその能力を社会で発揮できるよう、「地域の絆」を活かした共助の活動の展開が重要であると捉え、個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな「つながり」が構築され、全員で作って上げていく共助社会の実現を目指している。 また、社会的課題の解決を図ることを目的に組織される認定NPO法人数は、今後も増加が見込まれることから、今後は認定NPO法人の専門分野での熟練したスキルや経験から培われたノウハウを活かし、新たな価値創造や事業の高度化、困難な課題の解決に向けての取組が期待されている。 東日本大震災や令和元年度東日本台風(台風19号)等の大災害を通し、改めて、市民、地域活動団体をはじめとした、活動主体同士の協働によるまちづくりの重要性が高まっている。 	75点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> ①: まちづくり活動応援事業については、令和元年11月から事業を開始したことや新型コロナウイルス感染症防止対策による団体の活動停止などにより、事業への登録者数が未達となった。 ②: まちづくりセンターとボランティアセンター登録団体数については、まちづくりに関する相談、ボランティア等の参加者の人材育成支援、団体間のネットワークの構築などに取り組むほか、SNSを活用したまちづくりに関する情報発信に取り組んだ結果、前年度と同水準で推移している。 	市民満足度 ・市民協働のまちづくりの推進にあたっては、人口減少、少子・超高齢化に伴うコミュニティの希薄化やまちづくり活動の担い手不足など、取り巻く環境は厳しい状況であるが、市民活動団体が持続的に活動し、将来的に自立し、持続的な活動ができるよう、市民活動助成事業を活用した活動支援のほか、まちづくりセンターを中心とした相談対応や活動団体の財政基盤の強化、団体間のネットワーク、活動団体の情報発信等に取り組んだことにより、市民満足度は前年度と比較し、4.1%向上した。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	まちづくり活動応援事業	SDGs 好循環P 戦略事業	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	・まちづくり活動情報の発信・入手 ・まちづくり活動への参加機会の創出	計画より遅れ	10,553	R1	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):まちづくり活動応援事業の本格実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年11月から本格実施し、市内39地区、NPO、企業等を対象とした説明会を実施のほか、広報誌、SNSなど様々な媒体を活用して事業周知を行った。 引き続き、HP、SNSなどICTを活用した周知を行うとともに、より多くの活動者や実施団体に積極的に参加してもらうため、事業説明会や働きかけを実施し、参加登録を促していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動団体の積極的な参加促進とまちづくり活動の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業のさらなる推進を図るため、本事業を活用した活動者に対するシステムを通じたアンケートの実施や実施団体へのヒアリング等により、ニーズを把握・分析し、参加促進に向けた具体的な方策を検討・実施していく。
2	市民憲章推進協議会補助金		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民	市民憲章の普及啓発と協議会への事業支援	計画どおり	7,071	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民憲章の啓発と市民協働によるイベントの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、市民憲章の普及啓発に取り組むとともに、フェスタmy宇都宮2019、歩け歩け大会では、多くの参加者を集めることができた。 市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:郷土愛とコミュニティ意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成団体やボランティア、地域活動団体、企業などと連携を図りながら、周知啓発やイベントを通して、郷土愛とコミュニティ意識の醸成を図る。
3	市民活動助成事業助成金		市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画どおり	926	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民活動団体の自立化及び活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体に対して事業の周知啓発を実施した結果、11団体のまちづくり活動に要する費用の一部を助成し、市民活動団体の自立化及び活性化を支援する。 市民活動団体が助成事業を有効に利用できるよう、引き続き、まちづくりセンターと連携しながら、市民活動団体への周知を行い、団体の自立化及び、活動の活性化を図ることが必要である。 <p>【②今後の取組方針:継続的な市民活動団体への活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体が持続的に活動し、将来的に自立できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、利用団体の確保・増加に努め、市民活動団体の活動に対する財政支援を実施していく。
4	まちづくりセンターの運営		まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画どおり	28,039	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民協働の着実な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくり活動の活性化や活動主体間の連携・協力を図るため、まちづくりに関する相談、ボランティア等への参加者の人材育成支援などに取り組んだ結果、施設利用者を対象に実施しているアンケートにおいては、利用者満足度が高い水準で推移している。 また、SNSを活用したまちづくりに関する情報発信(団体活動例等)に取り組んだ結果、ブログアクセス件数の増加など、一定の成果を上げている。 拠点施設として、まちづくり活動団体の運営に必要な支援や団体間の連携促進に取り組み、更なる地域活力の維持・向上を図ることが必要である。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動団体の活性化・担い手の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりセンターを核とした活動団体の財政基盤の強化や団体間の連携・協力の促進に取り組むとともに、まちづくり活動応援事業を活用し、NPOや企業等のまちづくりへの参加者を増やしていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> 市民協働の推進 人口減少、少子・超高齢化の進行に伴い、まちづくり活動の参加者や担い手の不足により、地域社会の活力低下が懸念されていることから、地域の活性化の実現に向けて、多くの市民が適切な役割分担のもと、自ら進んでできることを行い、ともに支え合う「市民の自発的な協働の強化」に取り組む必要がある。 地域課題の解決及び持続的に発展するまちづくりに向けて、地域活動団体、NPO、事業者等のノウハウや資源を活かした「多様な主体による地域の活力の維持」に取り組む必要がある。 また、コロナ禍においても、市民、地域活動団体、NPO、事業者等が安全・安心にまちづくり活動ができるよう、支援していく必要がある。 まちづくり活動応援事業の推進 まちづくり活動応援事業を推進するため、市内39地区、NPO、企業等を対象とした説明会を実施のほか、広報誌、SNSなど様々な媒体を活用して事業周知に取り組んできたところであるが、さらなる推進にあたっては、より多くの市民、地域活動団体、NPO、企業等に積極的に参加してもらう必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働の推進 第3次市民協働推進計画に基づき、まちづくり活動応援事業やまちづくりセンターにおけるまちづくり参加体験事業等の実施により、あらゆる世代のまちづくり活動の参加機会を創出し、市民の自発的な協働意欲の向上・強化を図る。 地域活動団体、NPO、企業等がそれぞれの役割分担のもと、連携・協力してまちづくりに取り組むことができるよう、まちづくりセンターや関係機関等と連携しながら、活動団体の自立化や持続的な活動につながるよう支援していく。 また、市民、地域活動団体、NPO、企業等が安全・安心に活動できるよう、「3密」の回避や「新しい生活様式」の徹底など留意すべき感染防止対策や活動種別ごとの実施判断の目安などを具体的に示した「宇都宮市地域活動ガイドライン」をHP、SNSにより周知するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続や活動の停止など、困難な状況の任意の市民活動団体を支援する「宇都宮市市民活動団体応援助成金」等により、市民協働のまちづくりを進めていく。 まちづくり活動応援事業の推進 引き続き、パンフレットの配布、HP、SNS等を活用した周知啓発に取り組むとともに、本事業のさらなる推進を図るため、活動者へのアンケートや実施団体へのヒアリング等を基に、ニーズを把握・分析し、10月末を目途に、参加促進に向けた具体的な方策を検討・実施していく。 事業の周知や取組方針については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、随時、見直しを図りながら、効果的な事業の推進を図っていく。

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 地域主体のまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画 記載頁	128
-------	------------	-------------	-----

関連するSDGs目標



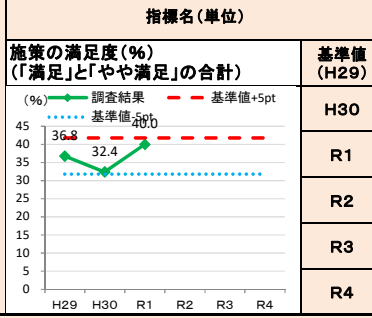

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11 市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことにより、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	---------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせて一体的にまちづくり活動に取り組む環境が整っています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価								
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない										
産出指標	自治会加入世帯数	単年度目標値	148,500	148,620	148,740	148,860	149,000	B								B							
	基準値(H29)	148,389世帯	実績値	148,473	148,392												基準値(H29)	6.8%	30.0%	36.8%	17.5%	7.4%	33.2%
	目標値(R4)	149,000世帯	単年度の達成度	99.9%	99.8%												H30	4.3%	28.0%	32.4%	17.6%	6.0%	37.0%
	単年度の目標値																R1	7.2%	32.9%	40.0%	20.4%	6.5%	30.0%
成果指標	地域まちづくり計画推進地区数	単年度目標値	29	31	33	36	39	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B							
	基準値(H29)	26地区	実績値	28	29																		
	目標値(R4)	39地区	単年度の達成度	96.6%	93.5%																		
	単年度の目標値																						
【参考指標】	自治会加入率(%)	中核市水準比較	H30	R1	R2	R3	R4	B	※ 評価の考え方							B							
	中核市水準比較	自治会加入率(%)	70.2	69.7													評価の組合せ						
	本市実績	67.2	66.5				指標										評価						
	本市順位	54市中32位	58市中36位																				
※ ① 施策指標の単年度の達成度の計算について								① 施策指標 (産出指標) (成果指標)							B								
★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)								A: 達成度100%以上 [25点]															
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)								B: 達成度70%以上100%未満 [20点]							B								
実績値 / 目標値 × 100 (%)								C: 達成度70%未満 [15点]															
目標値 / 実績値 × 100 (%)								② 市民意識調査結果 (満足度)							B								
A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]								B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]															
③ 主要な構成事業の進捗状況								C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]							B								
A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]								B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]															
④ 総合評価								C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]							B								
順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]								やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]															

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)								総合評価														
施策を取り巻く環境等	・国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人のつながりが弱まる中、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずそれぞれのらしい生活を送ることができるような社会の実現を目指している。 ・また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となってきた。 ・東日本大震災や令和元年度東日本台風(台風19号)等の大災害を通じ、改めて、市民、地域活動団体をはじめとした、活動主体同士の協働によるまちづくりの重要性が高まっている。							80点														
施策指標	・(自治会加入世帯数)地域の連帯や相互扶助意識の希薄化などの社会背景がある中、宇都宮市自治会連合会等と連携しながら、集合住宅世帯への加入の働きかけ強化や、自治会の魅力創出などの加入促進策を実施した結果、前年度より微減したものの、概ね目標を達成した。 ・(地域まちづくり計画)地域自らが目指すべき姿を描く地域まちづくり計画(地域ビジョン)の策定に向け、策定済み地区の取り組み事例の紹介や地域行政機関による継続した支援を行ってきており、計画の推進地区数(策定済・策定中・策定検討中の地区の総数)は1地区増加した。							市民満足度	自治会をはじめ、地域まちづくり組織等が主体的に行う環境美化活動(ごみステーションの維持管理、ごみ分別講習会など)や、地域防犯活動(防犯灯の管理、環境点検活動)などの安全・安心で住みよい地域づくりや、地域の特色を生かしたまちづくり活動への支援に取り組んできていることにより、前年度より向上した。							概ね順調						

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	協働の地域づくり補助金	戦略事業	・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	70,491	H15	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):特色ある地域づくり活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助金の活用や事業展開のアドバイス、先進的な地域の取組の紹介などの支援を行ったことにより、特色ある地域づくり活動の促進を図ることができた。 地域主体のまちづくりの促進に向け、地域まちづくり組織の企画力の向上など組織の機能強化と活性化を図るとともに、地域まちづくり組織の活動を支援する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域主体のまちづくりへの継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助金の活用や事業展開のアドバイス、先進的な地域の取組の紹介などを通じて、地域まちづくり組織への支援を行っていく。 	
2	宇都宮市自治会連合会補助金	戦略事業	・自治会活性化の促進	・宇都宮市自治会連合会 ・地区連合自治会 ・単位自治会	・宇都宮市自治会連合会の活動への支援 ・自治会加入促進	計画どおり	59,375	S54	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市自治会連合会等に対し「宇都宮市自治会連合会運営費」などを助成することにより、自治会の安定的な運営や安全安心な暮らしにつながる活動への総合的な支援を担う同会の安定的な運営のための支援を行ったことにより、自治会活性化の促進を図ることができた。 安全安心で住み良い生活環境の維持を担う、住民に最も身近なコミュニティである「自治会」への加入促進を図るため、特に集合住宅等居住者や若者世代へ自治会の意義や必要性、活動内容を知る機会を増やす支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:自治会活性化への継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市自治会連合会等の運営や活動の支援を継続するとともに、自治会加入促進を通じた顔の見える関係づくりの促進により、自治会の活性化を図っていく。 	
3	地域集会所等建設推進事業補助金	戦略事業	・自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進	単位自治会	地域集会所建設のための補助	計画どおり	26,235	S53	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動拠点の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域集会所等建設にかかる補助金交付を促進することにより、自治会等の活動場所を確保することができた。 自治会における集会所の実情に合わせた設備等の支援メニューの充実を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:自治会活動拠点整備の継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助制度が有効に活用されるよう、引き続き自治会の実情把握に努めていくとともに、空き家再生支援事業補助金等、他の補助制度とも連携を図りながら、活動拠点確保の支援の充実を図っていく。 	
4	自治会の活性化支援	戦略事業	・自治会活性化の促進	単位自治会	自治会活動表彰	計画どおり	93	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全安心で住み良い生活環境の維持につながる優良な活動を行った自治会を表彰するとともに、その活動内容をまとめた事例集を全自治会に配布、市ホームページなどを活用し広く周知することにより、自治会の活性化を促進することができた。 自治会活動の担い手の確保や、参加者の高齢化、固定化が課題となっていることから、自治会活動の見える化やスリム化などに向けた支援充実を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:自治会活性化の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市自治会連合会と連携しながら、自治会が抱える課題の解決や活性化に向けたアドバイザーの派遣などの支援の充実を図るとともに、引き続き、活性化につながる優良な自治会活動事例等を広く発信していく。 	
5	地域まちづくり計画の策定支援	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	30	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域まちづくり計画の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくり計画の未策定地域を対象に、計画策定の目的や計画の必要性の理解促進を図るための研修会を開催し、計画策定促進に向けた意識醸成を図ったことにより、新規着手地区が1地区増加させることができた。 複雑多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画の策定を促進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画未策定地区への策定着手支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくり計画の未策定地区に対して、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていく。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・自治会活性化への継続支援 自治会による安全安心で住み良い生活環境の維持につながる自治会活動の担い手の確保や、参加者の高齢化、固定化が課題となっていることから、継続的に自治会への加入促進に取り組みとともに、自治会活動の見える化やスリム化などに向けた支援充実を図っていく必要がある。</p> <p>・地域まちづくり計画の策定支援 複雑多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画の策定を促進していく必要がある。また、策定済の地区における計画の進行管理や見直しに向けた支援に取り組む必要がある。</p> <p>・地域主体のまちづくりへの継続支援 各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、地域まちづくり組織の企画力の向上など組織の機能強化と活性化を図るとともに、地域主体のまちづくりの促進に向け、地域まちづくり組織の活動を支援する必要がある。</p>	<p>・自治会活性化への継続支援 宇都宮市自治会連合会と連携しながら、引き続き様々な機会を捉えた自治会加入促進に取り組むとともに自治会が抱える課題の解決や、自治会の意義や活動など、自治会の見える化を図るため、アドバイザーの派遣や自治会長を対象とした研修会の開催、自治会活動の活性化につながる効果的な事例の共有、自治会活動のICT化の検討など、地域の実情にあった支援に取り組む。</p> <p>・地域まちづくり計画の策定支援 地域まちづくり計画の策定の目的や計画の必要性の理解促進を図るため、未策定地区に対して、研修会や地域学講座等の開催を働きかけるなど、策定着手に向けた支援を行っていく。また、計画策定済の地区に対しては、計画の進行管理や見直しに向けた支援に取り組む。</p> <p>・地域主体のまちづくりへの継続支援 各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、地域行政機関による地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助金の活用や事業展開のアドバイス、先進的な地域の取組の紹介など、地域まちづくり組織への支援に取り組む。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 市民の市政への参画促進
-----	---------------

施策主管課	広報広聴課	総合計画 記載頁	129ページ
-------	-------	-------------	--------

関連する
SDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11 市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	---------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民と行政の間で情報が共有され、市民の意見が市の政策により的確に反映されています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	まちづくり懇談会等における参加者数(累計)	単年度目標値	4,250人	8,500人	12,750人	17,000人	21,250人	B	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計) (%) 調査結果 (基準値+5pt) (基準値-5pt) 40 35 30 25 20 15 10 5 0 H29 H30 R1 R2 R3 R4 29.6 24.4 30.0							B	
	基準値(H29)	—	実績値	3,871人	7,608人				基準値(H29)	H30	4.4%	25.2%	29.6%	16.7%	6.4%		41.2%
	目標値(R4)	21,250人	単年度の達成度	91.1%	89.5%				目標値(R4)	R1	2.9%	21.5%	24.4%	14.0%	6.8%		46.9%
	単年度目標値								単年度目標値	R2	5.3%	24.7%	30.0%	18.9%	6.2%		42.7%
成果指標	まちづくり懇談会における意見の反映割合(累計)	単年度目標値	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(H28)	54.6%	実績値	67.7%	68.7%				【参考指標】 中核市水準比較 指標名(単位) H30 R1 R2 R3 R4 中核市平均 本市実績 本市順位								
	目標値(R4)	60%	単年度の達成度	120.9%	120.5%				※ 評価の考え方 ① 施策指標(産出指標)(成果指標) A: 達成度100%以上 [25点] B: 達成度70%以上100%未満 [20点] C: 達成度70%未満 [15点] 産出指標 B ② 市民意識調査結果(満足度) A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点] B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点] C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点] 成果指標 A ③ 主要な構成事業の進捗状況 A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点] B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点] C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点] 市民満足 B 総合評価 順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上] 概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満] やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満] 構成事業 B								
	単年度目標値								評価の組合せ 指標 評価								

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化や高度情報化といった社会情勢の変化に伴い、市民の公共サービスに対するニーズも多様化・複雑化していることから、よりきめ細かなニーズの把握が必要となっている。 ICTの進展により、個人の情報収集手段や通信手段が多様化しており、また、世代によっても情報収集手段や通信手段が異なることから、対象者に応じた効果的な情報の発信が求められている。 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、安心・安全への意識がこれまで以上に高まっていることから、まちづくり懇談会などの集団広聴事業における感染拡大防止対策の徹底による安全対策の確保が求められている。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり懇談会については、懇談会の開催回数が平成30年度より少なかったため、参加者数は目標値を下回ったが、パワーポイントによる映像等の活用によるわかりやすい情報提供に努めており、参加者からは「市政について理解が深まった」「地域の課題を市と共有することができた」等のお声をいただくなど、市政への理解や参加を促進することができた。また、まちづくり懇談会で出された意見に対しては、その後の対応についても定期的に進捗管理を行い、市政への反映割合は目標を上回り、高水準で推移している。 	市民満足度
	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり懇談会参加者や宮だより等で御意見をいただいた方に対しては、市政についてわかりやすく丁寧な説明を心掛けたほか、市民全体に対しては、様々な広報媒体を活用しながら市政情報を発信し、市民と行政の情報の共有に努めたことから、満足度が向上した。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、軽食をとりながら気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施する。	計画どおり	325	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:懇談会内容の充実、多様な市民の参画促進】 ・集団広聴事業としての提案・意見については、事業化につながるなど市政に反映されたものもあった。また、パワーポイント等の映像を活用した説明を行うことにより、参加者の満足度・理解度も高く、市民の市政への理解や参画を促進する事業として効果的であった。 ・今後とも、多様な市民の市政への参画が促進できるよう、実施方法等を充実していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:市政への理解・参画の促進に向けた効果的な実施手法の検討及び周知】 これまでの取組を評価し、必要に応じて見直しを検討するとともに、多様な市民が参画できるよう、広報紙や市ホームページ等の既存の周知方法に加え、若年層の参加を促進するために学校へ直接働きかけを行う。 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度のまちづくり懇談会は中止とした。他の集団広聴事業についても、感染状況を踏まえ判断するとしたとされており、安心して市政に参画できるよう、来年度以降の実施方法や感染防止策等について、地域の意見を伺いながら検討していく。</p>	
2	宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールによる市民からの声を聴取する。	計画どおり	6	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:迅速な対応・回答の実施、意見の公開】 ・市民が主役のまちづくりを実現するため、市民から寄せられた市政に対する意見等については、広報広聴主任者会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧に回答するとともに、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう、施策に反映された意見等についてホームページ上に公開している。</p> <p>【②今後の取組方針】:迅速な対応・回答等の継続的な実施】 ・今後とも、寄せられた意見について迅速かつ丁寧に回答するとともに、寄せられた意見数等をまとめた「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。</p>	
3	市政世論調査事業		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上80歳未満の市民(住民基本台帳から4,800人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査、集計・分析を行う。	計画どおり	2,963	S43	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:調査方法等の検討】 ・回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収と併せてインターネットによる回答を併用し回収率50%以上を維持している。</p> <p>【②今後の取組方針】:回収率の向上に向けた取組の実施】 ・今後とも、郵送とインターネットによる回答を併用し、リマインダー(回答者へのお礼 兼 未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。</p>	
4	広報紙等の発行事業		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画どおり	90,100	S25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:全市民に対する市政情報の提供】 ・広報紙は市民の8割が市政情報入手する重要な媒体であることから、読者ファーストの紙面構成を意識し、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの情報発信に努めている。 ・また、広報紙は新聞折込による市内各世帯への配布とともに、新聞未購読世帯には郵送しているほか、ホームページ上の公開に加え、民間の媒体を活用しているところであり、市政情報提供の充実を図っている。</p> <p>【②今後の取組方針】:行政サービス情報の充実と広報紙からの情報入手】 ・今後、分かりやすく魅力ある広報紙にするため、読者の声を踏まえ、読者ファーストを意識した魅せる紙面構成や多様な市民ニーズに対応した情報の提供に努める。 ・また、広報紙を入手していない世帯などが、広報紙の情報を入手できるよう、各種広報媒体を活用する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による広報紙臨時号の発行や健康に係るチラシの配布等、今後も緊急時などにおいては、必要に応じて定期発行以外の周知方法を検討していく。</p>	
5	ホームページによる広報事業		広報・広聴事業の充実	市民(ホームページ等が見られる環境にある市民)	ホームページ等情報発信	計画どおり	8,163	H9	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築】 ・ホームページによる情報提供は、即時性・情報量の多さのほか、視覚障がい者への情報提供にも配慮した有効な手段であり、「すべての人に使いやすい」、「本市のイメージアップを醸成する」、「災害に強い」、「運用管理がしやすい」の考え方にに基づき、効果的な広報事業に取り組んでいる。 ・令和元年台風第19号の際には、アクセス集中による負荷を軽減するため、速やかに災害版に切り替えるなど、適切に対応した。</p> <p>【②今後の取組方針】:多様なニーズに対応した内容の充実】 ・今後は、社会の情勢や技術革新を見極めながら、より効果的で市民ニーズに合った情報提供を行うとともに、外国言語に対応したポータルページの活用など、多様なニーズに対応できるよう、内容の充実に努めていく。また、災害等の際は、市民に速やかかつ円滑に分かりやすく情報提供ができるよう、適宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応に努める。</p>	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・多様な市民の市政参加の機会確保 まちづくり懇談会については、参加者の年齢の偏りがある地区や参加者数が少ない地区があり、また、「宮だより」や「世論調査」については意見数及び回答者数がほぼ横ばいであることから、市民の市政への関心や理解をより深め、誰もが気軽に市政に参画しやすい環境づくりが必要である。</p> <p>・広報広聴機能の充実・強化 より多くの市民が情報に接することができるよう、また、市民の意見をより多く聴取することができるよう、増加・複雑化する市政情報をわかりやすくかつ効果的に発信するなど、広報広聴事業の更なる充実を図る必要がある。</p>	<p>・多様な市民の市政参加の機会確保 「宮だより」や「まちづくり懇談会」等の広聴事業については、市民の意見が市政に反映される機会として効果的であることから、特にまちづくり懇談会においては若い年代の方への参加をよびかけるなど、広聴事業の内容充実・努めるとともに、意見反映状況を市民に周知することにより市政への参画意識を高める。</p> <p>・広報広聴機能の充実・強化 効果的な情報発信については、市民が情報に接する機会を増やすために、情報の特性に応じ、紙や情報通信機器など、様々な媒体を活用して市民に発信するとともに、市政情報が市民に広く正確に行き届き、市政に関する理解や関心が一層深まるよう、市ホームページ、広報紙、テレビ、ラジオなどの広報媒体で、分かりやすく発信する。また、ICTの進展を見据え、AI(人口知能)等を活用した広報広聴事業のあり方について他市や民間の事例を調査研究する。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① かけがえのない個人の尊重
-----	----------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画 記載頁	131
-------	---------	-------------	-----

関連するSDGs目標




1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12 相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	------------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	全ての市民が、平和の尊さを理解し、互いに個人として尊重し合い、その人権が擁護されています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	DV啓発講座の累計受講者数(人)	単年度目標値	1,350	2,700	4,050	5,400	6,750	A	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)							B	
	基準値(H28)	6,153	実績値	2,180	3,391				基準値(H29)	6.4%	26.8%	33.2%	14.5%	4.6%	41.0%		
	目標値(R4)	6,750	単年度の達成度	161.5%	125.6%				H30	4.8%	22.5%	27.3%	16.9%	4.6%	43.7%		
	単年度目標値								R1	7.0%	28.8%	35.8%	15.1%	4.1%	42.0%		
成果指標	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(%)	単年度目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(H28)	47.8	実績値	47.4	50.4				中核市水準比較								
	目標値(R4)	70.0	単年度の達成度	94.8%	91.6%				H30	R1	R2	R3	R4				
	単年度目標値								中核市平均								
	基準値(H29)		実績値					本市実績									
	目標値(R4)		単年度の達成度					本市順位									

※「①施策指標」の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> これまで、国において、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待やいじめの防止、また、配偶者からの暴力の防止等に関する法律が制定されるなど、各人権課題ごとの法整備が進んだところであるが、依然として、虐待やいじめ、DVなど、生命や身体の安全に関わる重大な事件が後を絶たず、また、LGBTなど多様な性への理解や、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等といった、新たな人権問題が顕在化している。 令和元年6月に児童虐待防止法等の一部改正法が成立し、あわせてDV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として、児童相談所が明確化されることになった。 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVについては、子どもに対する暴力と密接な関係があることが指摘されていることから、早期の相談や支援を行うため、児童虐待対策とDV対策について連携して取り組む必要がある。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、講座の必要性等についてあらゆる機会をとりながら周知を行い、短大や大学等のほか中学校・高校においても実施してきたことで、累計受講者数の年度目標値の達成につなげることができた。 DV被害者の早期の相談・支援を行うため、広報紙やリーフレットの配布など、配偶者からの暴力相談窓口の周知・啓発に努めたことにより、市民の周知割合は若干増加しているものの、目標値には達していない状況である。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	経理種P 職域事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	人権・平和啓発活動事業	戦略事業	人権・平和に対する意識高揚	・市民、市内小中学生、市職員 ・平和首長会議	・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配布) ・LGBTに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	653	H16	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等への人権啓発をより効果的にするため、人権週間等イベントにおける啓発パネルの展示や人権擁護委員との連携による周知啓発、プロスポーツチームと連携した周知啓発を行うとともに、国や県、人権団体が開催する研修等へ積極的に参加することで、人権意識の向上を図ることができた。 さらに、令和元年度は、多様な性のあり方や人権についての知識と理解を深めるための研修会や講座を実施し、LGBTなど多様な性への理解促進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針：研修機会の確保と効果的な周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、人権意識の向上を図るため、人権に関する研修機会を確保していくとともに、引き続き、積極的な参加を促していく。あわせて、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。さらに、LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座の開催などに取り組んでいく。また、新型コロナウイルス感染症に係る人権への配慮については、広報紙やホームページ等の活用のほか、あらゆる機会を捉え、広く市民への周知啓発に取り組んでいく。 	
2	平和のつどい実行委員会交付金		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	・平和のつどいの開催や小学校における平和の語り継ぎ講演会の実施のための交付金の交付 ・宇都宮空襲体験等の語り継ぎ講演会の映像記録・保存及び配信	計画どおり	400	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：「平和のつどい」と宇都宮空襲体験等の計画通りの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平和のつどい」については、市民への周知啓発を行ったことにより、当日は満席となり、アンケートでも好評を得た。 「平和の語り継ぎ講演会」は宇都宮市女性団体連絡協議会の協力を得て円滑に実施することができたが、講師となる戦争体験者の高齢化による語り手の減少に伴う、次世代への継承手法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：「平和のつどい」に替わる平和意識醸成のための事業実施と次世代への継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要ことから今後も継続して支援していく。 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、参加者の安全を最優先で考える必要があることから、令和2年度の「平和のつどい」は中止とし、広報紙やリーフレット等を活用して広く市民に周知することにより、平和意識の醸成を図っていく。 これまでの「平和の語り継ぎ講演会」を撮影した映像を活用してDVDを作成したこと、今後は、市内小中学校に1部ずつ配布し、空襲被害の記憶と平和意識の継承に取り組んでいく。 	
3	DV対策推進事業	戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同僚家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,293	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、従来からの座学形式による出前講座の実施に加え、参加型出前講座のプログラムを開発することにより、DVをより「自分のこと」として学ぶことができる効果を一層向上させることができた。 一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と子どもに対し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を図ることができた。 関係部署や関係機関等と連携することにより、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を円滑に行うことができた。 <p>【②今後の取組方針：新たな防止啓発の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加型のDV防止啓発講座について、個別説明など事業への周知の強化や、プログラム内容の充実を図り、講座の参加促進に取り組む。 DV被害者が、早期に相談窓口につながるよう、DV被害者等地域支援サポーターと連携協力し、市民の身近な場所での周知啓発に取り組む。 DV被害者の行政手続きにおける精神的負担を軽減するため、窓口における配慮を促すパープルカード事業を行い、DV被害者の自立を支援していく。 新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛等の状況下において、ストレス等によるDV被害の増加が懸念されることから、更なる支援体制の強化を図っていく。 	
4	虐待・DV対策連携会議	戦略事業	関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	・司法・警察・保健医療等関係機関 ・地域団体 ・国、県	・関係機関等との相互の連携及び協力 ・課題や情報の共有 ・虐待等に関する一体的な周知啓発	計画どおり	30	H26	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：関係機関等との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関における虐待・DV相談の状況や取組内容等について意見交換を行い、課題や情報の共有を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針：未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待及びDVの未然防止には地域への啓発が重要であることから、虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通じて、相互の連携や情報の共有を図るほか、出前講座を活用した、各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に取り組んでいく。 	
5	いじめゼロ運動の推進		いじめの根絶	市立小・中学校に通う児童・生徒を中心とする市民	いじめゼロポロンの配布、いじめ根絶集金の実施、いじめゼロポスターコンクールの実施・表彰、受賞作品を活用したポスターの作成・配布	計画どおり	206	H20~	<p>【①昨年度の評価(成果・課題)：「いじめゼロ運動」の推進と教職員の対応力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳や学級活動の時間等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、あらゆる場面で児童生徒が相互に認め合う活動等を行うとともに、教職員の、いじめに対する観察力や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：学校と市教委連携による重大事態への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、教職員の、いじめに対する観察力や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進するとともに、いじめによる不登校が発生した場合、学校は速やかに市教委に報告し、市教委と連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組む。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・人権意識の向上 虐待やいじめ、DVなど、生命や身体の安全に関わる重大な事件が後を絶たず、また、LGBTなど多様な性への理解や、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、いじめ等といった、新たな人権問題が顕在化していることから、人権問題を社会全体で取り組むべき問題としてとらえるため、関係機関等との連携を図りながら、市民の身近なところでの継続した周知啓発に取り組む必要がある。</p> <p>・平和意識の醸成 市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要であるが、「平和の語り継ぎ講演会」の講師となる戦争体験者の、高齢化による語り手の減少に伴う、次世代への継承手法を検討する必要がある。</p> <p>・男女間のあらゆる暴力の根絶 配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、DV防止啓発講座の内容について見直しを図っていく必要がある。また、一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と子どもに対し、心身回復や早期自立を図るための支援が必要であることから、関係部署や関係機関等と連携することにより、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を行っていく必要がある。さらに、DVは子どもに対する暴力と密接な関係があることが指摘されていることから、早期の相談や支援を行うため、児童虐待対策とDV対策について連携して取り組む必要がある。</p> <p>・いじめの根絶 道徳科や学級活動の時間等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、あらゆる場面で児童生徒が相互に認め合う活動等を行うとともに、教職員の、いじめに対する観察力や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進する必要がある。</p>	<p>・人権意識の向上 人権意識の向上を図るため、人権に関する研修機会を確保していくとともに、引き続き、積極的な参加を促していく。あわせて、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。さらに、LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座の開催などに取り組んでいく。</p> <p>・平和意識の醸成 平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要であることから、広報紙やリーフレット等を活用して広く市民に周知することにより、平和意識の醸成を図っていくとともに、「平和の語り継ぎ講演会」の映像DVDを活用するほか、空襲被害の記憶と平和意識の継承に取り組んでいく。</p> <p>・男女間のあらゆる暴力の根絶 DVの未然防止のための新たな防止啓発の取組を行っていくとともに、DV被害者の行政手続きにおける精神的負担を軽減するための取組など、DV被害者の自立を支援していく。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策などのストレス等による、DV被害の増加が懸念されることから、更なる支援体制の強化を図っていく。また、虐待・DVの関係機関等との相互の連携や情報の共有を図り、DVの根絶に向けて取組んでいく。</p> <p>・いじめの根絶 教職員の、いじめに対する観察力や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進するとともに、いじめによる不登校が発生した場合、市教育委員会と学校が連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組む。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 男女共同参画の推進
-----	-------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画 記載頁	131
-------	---------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12 相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	------------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	男女が喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現しています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略	
産出	基本目標Ⅰ	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。
成果	基本目標Ⅰ	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	男女共同参画推進啓発講座の受講者数(人)	単年度目標値	860	870	880	890	900	A	③ 市民満足度の推移							B
	基準値(H28)	856	実績値	1,069	1,043				基準値(H29)	5.0%	23.7%	28.6%	19.9%	7.8%	37.8%	
	目標値(R4)	900	単年度の達成度	124.3%	119.9%				H30	3.6%	22.0%	25.6%	16.9%	8.9%	41.8%	
	単年度の目標値								R1	7.2%	25.2%	32.4%	21.1%	5.8%	37.9%	
	基準値(H29)		実績値						R2							
	目標値(R4)		単年度の達成度						R3							
成果指標	審議会等委員に占める女性の割合(%)	単年度目標値	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B
	基準値(H28)	25.9	実績値	25.5	26.0				【参考指標】	中核市水準比較	H30	R1	R2	R3	R4	
	目標値(R4)	30.0	単年度の達成度	98.1%	96.3%				各種審議会等委員に占める女性の割合(%)	中核市平均	29.1	30.0				
	単年度の目標値								本市実績	25.9	25.1					
	基準値(H29)		実績値						本市順位	42位/54市中	53位/58市中					
	目標値(R4)		単年度の達成度													

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	・国においては「女性活躍加速のための重点方針2019」で、あらゆる分野における女性の活躍について、女性活躍に資する働き方の推進や男性の意識変革、女性の参画拡大・人材育成など、重点的に取り組むべき施策を打ち出している。 ・女性活躍の推進は、社会・経済の持続可能な発展のためにも重要であることから、就業や起業を希望する女性が自信と働きがいをもって働き、社会の様々な場面で活躍し暮らしていけるよう、誰もが活躍しやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立への支援などに取り組む必要がある。	85点
施策指標	・「第4次男女共同参画行動計画」に基づき、市民協働による幅広い年齢層への啓発講座を実施したほか、働き方やワーク・ライフ・バランス、起業等に関するセミナーなど、ニーズを踏まえた対象者別の講座を実施し、内容の充実にも努めた結果、目標値を達成することができた。 ・政策や方針などの意思決定の場への女性の参画を促進するため、審議会等における女性委員の割合を高める働きかけや、本市において活躍する女性について情報誌を用いて発信などを行っているが、前年度と同水準にとどまっている。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民啓発事業	好循環P戦略事業	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	市民、児童生徒、教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	計画どおり	938	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】 ・国の動向や社会情勢を踏まえ、「オリンピックに学ぶ男女共同参画の歴史」と題したシニア層に向けた講座の実施や、性別に偏らない職業選択を支援するための講座を新規で実施したほか、情報誌や教育参考資料を作成・配布したことにより、シニア層を含め幅広い年齢層に対して啓発を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】：国の動向や社会情勢を踏まえた啓発の拡充】 ・市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ることができた。</p>
2	宇都宮市女性団体連絡協議会補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	437	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：適切な補助金の支出】 ・市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】：団体の事業実施の支援】 ・実施事業は女性の地位向上に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。</p>
3	うつのみや市民会議補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	401	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：適切な補助金の支出】 ・市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】：団体の事業実施の支援】 ・実施事業は男女共同参画の推進に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。</p>
4	ワーク・ライフ・バランス推進事業	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	市民、事業者等	・一般事業主行動計画策定促進リーフレットの作成・配布 ・社会保険労務士出前説明会・出前相談の実施 ・企業向けガイドブックの周知及び配布 ・事業者表彰の実施 ・市民向け啓発事業の実施	計画どおり	1,826	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】 ・誰もが働きやすい職場環境づくりにむけ、市内企業の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(以下、行動計画)の策定を促進するため、啓発リーフレットを作成・配布するとともに、企業団体向けにリーフレットを用いた出前説明会を実施するなどの周知・啓発を行い、社会保険労務士の出前相談による支援につなげることができた。</p> <p>・企業向けガイドブックについて、配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行することで、より多くの企業に周知を図るとともに、事業者表彰受賞事業者の取組内容について、就職情報サイトやポスター等を活用し、学生等に広く周知することにより、男女がともに働きやすい職場づくりの促進を図ることができた。</p> <p>・市民に対しては、立場(雇用者、非雇用者)別の働き方講座やワーク・ライフ・バランス講座、女性向けプチ起業講座などを実施することにより、広く啓発を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】：事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】 ・行動計画の策定促進については、インセンティブの対象となる企業へターゲットを絞るなど、効果的な周知を実施するとともに、団体等が実施するセミナー、会合などに合わせて出前説明会を実施するなど、より効果的な啓発に取り組んでいく。</p> <p>・また、事業者表彰においては、受賞者の取組を好事例として広く市内事業者に発信するとともに、応募事業者数の増加に向けた周知の強化を図る。</p> <p>・市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革をより浸透させるため、講座開催に当たり、他機関と連携協力し、内容の充実を図るとともに、周知の一層の強化に取り組んでいく。</p> <p>・以上のような取組を含め、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、「みやシャイン女性活躍推進協議会」や関係課等と連携しながら、より一層効果的な啓発を行う。</p>
5	女性活躍啓発事業	SDGs好循環P戦略事業	女性の就業継続意識の醸成	学生、事業者	インターンシップ事業の実施	計画どおり	2,369	R1	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：女子学生等に対する就業継続意識の醸成】 ・就業前の本市の大学生に対して、男女が互いに協力し、仕事と家庭を両立させるライフスタイルを体験するインターンシップを実施し、就業継続意識の醸成を図ることができた。</p> <p>・インターンシップ参加者だけでなく、より広く、学生に対し、就業継続意識の醸成を図る。</p> <p>【②今後の取組方針】：女子学生等に対する本市の魅力周知】 ・引き続き、インターンシップ事業を実施し就業継続意識の醸成を図るとともに、課題解決に向け、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む経営者等との交流の機会を設け、本市で就業することの魅力を知ってもらうことにより、女性活躍を推進する。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・男女共同参画意識の醸成 男女共同参画を推進するためには、講座の実施などによる、市民への周知啓発や男女共同参画意識の醸成が必要である。また、幅広い年齢層の市民へ啓発内容が広く波及するよう、市民団体の継続的な育成・支援が必要である。</p> <p>・仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進 誰もが働きやすい職場環境づくりにむけ、事業所における働き方改革を促進し、仕事と生活の両立が図れる働きやすい職場環境整備に向けた支援に取り組む必要がある。</p> <p>・女性の就業継続意識の醸成 女性が結婚や出産、育児と仕事の両立が困難という理由で退職をしたり、子育て後の再就職においてキャリアの継続やキャリアアップが困難な状況であることから、就業前の学生の段階から、就業継続意識の醸成に取り組む、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、持てる才能を活かし活躍できる環境を整えることが必要である。</p>	<p>・男女共同参画意識の醸成 国の動向や社会情勢を踏まえ、女性の活躍に資する働き方や男性の意識変革、女性の参画拡大・人材育成などについての講座のほか、キャリアアップなどの分野を拡充した女性の自立を支援するための講座を企画する。また、女性の地位向上に貢献している男女共同参画を推進する団体に対して、引き続き事業実施の育成・支援を行っていく。</p> <p>・仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進 市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革をより浸透させるため、啓発講座内容の充実を図るとともに、周知の一層の強化に取り組んでいく。また、事業者に対しては、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者を増やし、多様な取組を促進するため、「みやシャイン女性活躍推進協議会」や関係課等と連携しながら、一般事業主行動計画の策定促進など、啓発に取り組んでいく。</p> <p>・女性の就業継続意識の醸成 仕事と子育てを両立している就業者とその就業企業を訪問するインターンシップの実施や、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む経営者等との交流の機会を設け、仕事と子育てを両立しながら、結婚・出産後も就業を継続する意識の醸成が図れるよう取り組んでいく。</p>

令和2年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 多文化共生の推進
-----	------------

施策主管課	国際交流プラザ	総合計画 記載頁	131
-------	---------	-------------	-----

関連するSDGs目標	10 人々の平等 をなくす
------------	---------------------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12	相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見をもつことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	---------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	日本人と外国人住民が、互いに理解し合い、共生の意識を持って、安心して暮らしています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	国際理解に関する講座の参加者数(人)	単年度 目標値	452	489	526	563	600	A	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)							B
	基準値(H28)	414	実績値	552	620				基準値(H29)	4.8%	25.2%	30.0%	13.3%	4.2%	46.7%	
	目標値(R4)	600	単年度の達成度	122.1%	126.8%				H30	4.1%	20.8%	24.9%	16.7%	5.1%	46.4%	
	単年度目標値								R1	6.5%	24.2%	30.7%	16.3%	6.7%	43.9%	
成果指標	多文化共生の推進が重要であると考えられる市民の割合(%)	単年度 目標値	68.0	68.5	69.0	69.5	70.0	A	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							A
	基準値(H28)	67.6	実績値	65.7	69.6				【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)					評価の 組合せ	
	目標値(R4)	70	単年度の達成度	96.6%	101.6%					H30	R1	R2	R3	R4		
	単年度目標値									中核市平均						
基準値(H29)		実績値						本市実績								
目標値(R4)		単年度の達成度						本市順位							指標	評価
※ 評価の考え方								① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A			
※ ①「施策指標」の単年度の達成度の計算について								② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B			
★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)								③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	A			
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)								総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上[75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	A			

施策の取組 巻く環境等		外国人材受入れ拡大に向けた平成31年4月の改正「出入国管理及び難民認定法」の施行により、外国人住民数は増加傾向であり、本市においても、令和2年3月末には9,648人となり過去最高となっている。新型コロナウイルス感染拡大予防策の出入国制限等の影響により、当面外国人住民数は横ばいで推移していくことが見込まれる。このような中、新しい生活様式や経済活動低迷による相談等に対応できるよう、外国人住民の生活支援の充実に取り組むとともに、多文化共生の意識啓発に取り組む必要がある。	総合評価	95点
施策指標	「国際理解に関する講座の参加者数」については、多文化共生の意識啓発や外国人住民との交流の機会創出を目的に、これまで外国人が多く住む市内中心部の地域と連携を図りながら取り組んできたほか、近年の外国人住民の増加や定住化の進展を踏まえ、市内全域における開催地域の拡大を図るため、平成29年度より生涯学習センターと連携した講座開催に取り組んだことから目標を達成した。 *また、「多文化共生が重要であると考えられる市民の割合」は、これまで地域と連携した講座開催等において市民への多文化共生の意識啓発に着手に取り組んできたことから目標を達成した。	市民満足度	国際理解に関する講座の開催地域の拡大や外国人住民の地域行事への参加促進、市民を対象とした多文化共生フォーラムの実施等の継続した取組により、基準値を上回る水準となった。	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R1 経算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	多文化共生の地域づくり事業	戦略事業	外国人住民と市民との相互理解と交流機会の創出	市民	国際理解講座の開催や地域イベントへの参加促進、多文化共生フォーラム、出前講座の実施	計画以上	92	H21	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：国際理解講座の開催地域の拡大】 令和元年度は、市内全域での国際理解講座の開催を目指し、各地域コミュニティセンターや生涯学習センター等に対する継続した周知により、開催数の増加を図ることができた。(H30:19地区、22講座、552人⇒R元:19地区、26講座、620人) ・多文化共生フォーラムについては、周知の強化を図ることにより、過去最高の参加者数(H30:23人⇒R元:49人)となったほか、手都宮大学・帝京大学留学生の地域行事への参加については、昨年度参加者のリピーターも見られるなど、相互理解の促進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針：地域における外国人・日本人住民の交流機会の創出】 今後とも、国際理解講座・多文化共生フォーラムの開催や留学生の地域行事への参加を通じ、地域における外国人・日本人住民の交流機会を創出することにより相互理解の促進を図り、多文化共生の意識啓発に取り組む。</p>	
2	ICTを活用した生活支援事業		ICTを活用した外国人住民への情報・コミュニケーション支援	外国人住民	窓口の音声翻訳タブレット配置によるコミュニケーション支援	計画以上	511	R1	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：窓口等での外国人住民への対応の円滑化】 令和元年度は、多くの外国人住民が手続き等で訪れる本庁舎の4課の窓口音声翻訳タブレットを配置した。タブレットの配置により、これまで説明等に苦慮していた行政用語が正確に翻訳されることにより、外国人住民への円滑な対応につなげることができた。また、配置課以外からのタブレットの使用依頼にも円滑に対応することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：通訳支援タブレットの配置拡大と効果的な運用】 今後とも、外国人住民が多く訪れる出先機関等窓口等に通訳支援タブレットの配置を拡充し、より多くの窓口や業務において、外国人住民への対応の円滑化・効率化が図られるよう、効果的な運用に向けて取り組む。</p>	
3	やさしい日本語普及啓発事業		市民サービスの向上	職員・市民	職員向け研修の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画どおり	36	H25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：「やさしい日本語」普及啓発の着実な実施】 令和元年度は、市職員に対する研修や庁内啓発紙を通じ、「やさしい日本語」を普及啓発することにより、日本語が不慣れな外国人住民等に対する窓口での説明や文書作成の際に「やさしい日本語」を使うことができるよう、継続して取り組むことができた。また、受講した職員が「外国人への情報提供ガイドライン」等を活用し、外国人住民向けの資料を「やさしい日本語」で作成するなど、他課業務においても「やさしい日本語」の取組を推進することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：職員・市民への継続的な普及啓発】 今後とも、市職員への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、地域における国際理解講座等を通して、市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。</p>	
4	日本語講師養成事業		外国人住民の日本語習得の促進	市民	外国人住民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	872	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：実践的な講座の実施】 令和元年度は、外国人住民や外国人児童生徒への日本語指導を充実させるため、より実践的な内容の講座を通して、即戦力として活躍できるボランティア養成を図り、9割を超える受講者が修了した。(H30:受講者22人、修了者18人⇒R元:受講者30人、修了者28人) また、日本語教室を行う民間団体の活動について紹介を行うなど、修了者の活躍の場の拡大に努めた。</p> <p>【②今後の取組方針：講座内容の充実】 今後とも、外国人住民や外国人児童生徒への指導内容の変化等を踏まえ、より効果的な指導方法で学習支援ができるよう、講座内容の充実に取り組む。</p>	
5	姉妹・文化友好都市との交流事業		国際化や市民の国際感覚の醸成	市民	姉妹都市との相互交流事業の実施	計画以上	3,087	S62	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：青少年等の派遣・受入の着実な実施】 令和元年度は、青少年等の派遣や市民訪問団等の受入を行うことにより、青少年等の国際化に貢献したいという意識の醸成が図られるなど、本市の国際化や多文化共生の担い手として活躍できる人材育成を行うことができた。また、オルレアン市との姉妹都市提携30周年記念事業を契機に、相互の高校生が作製したパネル展が両市で開催されたほか、オルレアン市からのUSO剣道クラブやインターンシップ生の受入等が令和2年度に計画され、今後もスポーツや経済に関する連携等が企画検討されるなど相互交流の充実が図られた。 一方で、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、安全確保の観点から、受入団体と調整を行い、タルサ市への中学生派遣を派遣前に中止にした。</p> <p>【②今後の取組方針：世界情勢に柔軟に対応する交流事業の実施】 令和2年度は、姉妹都市の新型コロナウイルス感染拡大の対策に関する情報収集や相手都市との連絡調整を行い、派遣・受入事業の可能性について検討し、適切な事業の実施に取り組む。</p>	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・多文化共生の意識向上 施策指標である「国際理解に関する講座の参加者数」は開催地域の拡大に取り組んできたことにより「順調」に推移している。今後とも、誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生社会づくりを目指し、多文化共生の意識向上に取り組む必要がある。</p> <p>・外国人住民への生活支援の充実 新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式や経済活動が低迷するなかで、外国人住民への生活支援の充実等に取り組む必要がある。</p>	<p>・多文化共生の意識向上 誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生の社会づくりを推進するため、引き続き、地域における日本人住民と外国人住民の相互理解や多文化共生の意識啓発に取り組む。</p> <p>・外国人住民への生活支援の充実 新型コロナウイルス感染症予防のための外国人支援に係る情報や本市での生活に必要な情報等をわかりやすく提供するほか、相談等に対応できるよう外国人住民への生活支援やコミュニケーション支援に取り組む。 また、ICTを活用し、多言語による音声通訳・翻訳アプリを取り入れたタブレットを行政窓口配置を拡大することで言葉の壁を解消し、外国人住民への行政サービスの向上を図る。</p>